

## 代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 この特約条項の定めるところに従い、契約金額の確定を行い、乙に支払われる代金の金額を確定するものとする。

(契約金額)

第2条 この契約に定める契約金額は、概算の金額とし、その内訳は別紙のとおりとする。

(代金の確定)

第3条 前条に定める契約金額は、この特約条項の定めるところに従い、平成 年 月 日までに確定するものとする。

2 前項により確定すべき金額は、乙が契約の履行のために支出し、又は負担した費用、あるいは支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額とし、前条の別紙に示す条件に従い甲の計算に基づき、乙と協議のうえ、決定した額とする。

(契約金額確定のための計算基準)

第4条 契約金額確定のための計算基準は、甲の確認した乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）によるものとする。

(確定見積書（実際原価（実際価格））の提出)

第5条 乙は、第3条第2項に定める確定すべき金額につき確定見積書（実際原価（実際価格））を、平成 年 月 日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の確定見積書（実際原価（実際価格））のほか、乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類、その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

3 甲は、乙が第1項に定める時期までに確定見積書（実際原価（実際価格））を提出しなかったときは、甲が計算した金額をもって乙に支払われる金額とすることができる。

(計算規則の確認等)

第6条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し、確認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前各項の規定は、この契約以外の甲との契約において当該事項に関し、甲の確認若しくは承認を受け又は甲に報告している場合は適用しない。

(原価監査)

第7条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認しその適否を審査するため、乙が提出した確定見積書（実際原価（実際価格））その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する職員を、乙の営業所、工場、その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場、その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 前項に規定する甲の指名する職員の派遣及び職務の執行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第8条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- 1 確定見積書（実際原価（実際価格））に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- 2 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- 3 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- 4 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- 5 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- 6 その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
  - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
  - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
  - (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第10条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(見込額報告書の提出)

第11条 乙は、この契約の履行について、次の各号の一に該当する場合は、別紙様式により超過(又は減額)見込額とともにその理由を甲に平成 年 月 日までに報告しなければならない。ただし、第2条の別紙内訳で契約金額をもって支払限度額としている場合は、減額見込額のみとする。

(1) 代金の確定見込額が契約金額を超過すると見込まれる場合

(2) 代金の確定見込額が契約金額に達しないと見込まれる場合において、その差額が次のア、イ及びウのいずれかに該当すると見込まれる場合

ア 契約金額が300万円以下の場合は30万円以上

イ 契約金額が300万円を超え1,000万円未満の場合は、50万円以上

ウ 契約金額が1,000万円以上の場合は、契約金額の10パーセント以上見込まれるとき。

2 甲は、乙が契約金額の超過を予想しながら前項に定める期限までに、見込額報告書の提出を怠ったときは、甲の査定するところにより、契約金額を確定することができる。

(紛争の処理)

第12条 代金の確定について第3条第1項の期日が到来したにもかかわらず、甲乙間の協議がととのわない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定すべき価格とみなして代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

2 乙が、前項に基づき甲の算定する確定金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

## 内 訳 書

## 1 計算内訳書

費 目	確定又は、限度額の基準
直接材料費	( )
加工費	( )
直接経費	( )
総利益	( )
ロイヤリティ	( )
梱包輸送費	( )
消費税額及び地方消費税額	( )

## 2 条件等

## 別紙(2)

1 第2条に定める契約金額は、この契約に定める、直接材料費、加工費、直接経費、総利益、ロイヤリティ、梱包輸送費、消費税額及び地方消費税額の合算額(支払限度)とする。

## 2 条件等

注： 用紙は、A列4番とし、別紙(1)又は別紙(2)を選択し、別紙として添付するものとする。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

航空自衛隊第2補給処十條支処調達課長 殿

(契約班長気付)

住 所

会社名

代表者

⑤

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生見込額が、契約金額より 円「増額」「減額」になると予想されますので、特約条項に基づき報告します。

記

- 1 統 制 番 号 :
- 2 契約番号 (年月日) :
- 3 契 約 品 名 :
- 4 契 約 金 額 :
- 5 納 期 :
- 6 確 定 期 日 :
- 7 過 不 足 額 の 概 要 :

区分 費目	契約金額 A	発生実績額 B	発生見込額 C	合 計 D=B+C	過不足額 E=A-D	備 考

## 完成検査省略に関する特約条項

甲及び乙は、完成検査省略に関し、次の特約条項を定める。

第1条 この契約物品のうち、検査の一部省略の条件を付した当該契約物品にあつては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の5に定めるところにより完成検査を省略するものとする。

第2条 乙は、完成検査を省略するための保証として物品納入に際し、品質保証書を提出するものとする。

第3条 乙は、納入した契約物品につき保証期間内に破損、変質、性能低下その他の不具合が発見された場合は、甲の指示に従い無償で取り替え又は補修その他必要な処置を講ずるものとする。

第4条 前条に定める保証期間は、納入後1年とする。ただし、化学製品等において有効期間のあるものにあつては、当該納入物品の製造日より起算してその有効期限内とする。

## 完成検査の実施に関する特約条項

甲及び乙は、完成検査の実施に関し、次の特約条項を定める。

第1条 この契約物品のうち、完成検査の省略の条件を付した当該契約物品にあつては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の5に定めるところにより完成検査を省略することができる。

第2条 乙は、前条により完成検査を省略するための保証として、物品納入に際し品質保証書を提出しなければならない。

第3条 第1条に定めるもの以外の契約物品に係る完成検査は、資料検査方式により実施するものとする。

第4条 乙は、前条の資料による検査を受けるための品質を保証する適切な資料を、甲の指名した完成検査官の指示に従って提出しなければならない。この場合、品質を保証する適切な資料とは、国の機関等の品質保証資料又は乙あるいは乙の指定する工場で行った社内検査成績書等（試験成績表、検査成績表、分析表、証明書又は品質保証資料等をいう。）とし、乙が記名押印したものとする。

第5条 前条後段に定める品質を保証する資料の提出が困難な場合又は当該契約物品の品質の特性等により資料による検査が不適切と判断した場合には、甲乙協議のうえ直接検査方式による検査を実施するものとする。

第6条 乙は、第1条に定める完成検査を省略したもの又は第3条に定める資料検査方式により完成検査を受け納入した契約物品につき保証期間内に破損、変質、性能低下その他の不具合（甲の責に起因するものを除く。）が発見された場合は、甲の指示に従い無償で取り替え又は修補等その他必要な措置を講ずるものとする。

第7条 前条に定める保証期間は、納入後1年とする。ただし、化学製品等において有効期限のあるものにあつては、当該納入物品の製造日より起算してその有効期限内とする。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団の排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告（付紙様式）するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第2補給処十条支処  
分任支出負担行為担当官 殿

住所  
会社名

代表者名



### 排除対象者による不当介入の概要

貴支処が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

## 秘密の保全に関する特約条項

### (乙の一般義務)

- 第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（第9条第1項において「特約条項等」という。）の定めるところにより、秘密保全の万全を期さなければならない。
- 2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は秘密の指定のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

### (送達)

- 第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件を乙に交付する旨を記載した文書を添えて、送達するものとする。
- 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。
- (1) 秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第6条第2項第1号において同じ。） 米国政府
  - (2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。） NATO CONFIDENTIAL 又はNATO RESTRICTED
  - (3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政

府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。) 仏国政府

(4) 豪州秘密情報 (情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第6条第2項第4号において同じ。) 豪州政府

(5) 英国秘密情報 (情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第5号において同じ。) 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 (秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。) インド政府

(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を秘密の取扱いの業務に従事する者 (以下「関係社員」という。) 以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らな

かったものは、甲の指示に従い、秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに秘密、登録番号等の表示を付さなければならない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又は  
NATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報 仏国政府

(4) 豪州秘密情報 豪州政府

(5) 英国秘密情報 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 インド政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社（工場）内における秘密の保全を確実にを行うため、この特約

条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に特約条項等に基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領（以下「秘密保全規則等」という。）を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等がすでに作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

（特定資料等の返却等）

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

2 乙は、契約履行中であっても、前項の資料に秘密指定の条件として示されている秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

（検査）

第11条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

（保管状況報告）

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

（特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等）

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時等の措置）

第14条 乙は、秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。このほか、それらの事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合には、乙は、適切な措置をとるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第 15 条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第 16 条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第 17 条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は

当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第 18 条 事故の発生その他の事由（第 10 条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めるときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

## 特定秘密の保護に関する特約条項

### (乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく特定秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインの定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下総称して「従業者」という。)、下請負を行う場合においてはその相手方(複数の段階で下請負が行われる場合の当該下請負先を含む、以下同じ。以下「下請負先」という。)の従業者その他特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「令」という。)第12条第1項第1号の規定に基づき防衛大臣が指名した特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「特定秘密管理者」という。)が乙の求めにより特定秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件(以下「特定資料」という。)又は特定秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件(以下「特定物件」という。)を取り扱う場所への立入りを許可した者の故意又は過失により特定秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

### (交付・保有)

第2条 特定秘密管理者は、特定資料又は特定物件(以下「特定資料等」という。)を乙に保有させ、又は交付するときは、当該特定資料等を乙に保有させ、又は交付する旨を記載した文書を添えて、保有させ、又は交付するものとする。

2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- (1) 秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第21条第3項第1号において同じ。) 米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報(北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第21条第3項第2号において同じ。) NATO SECRET

- (3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第3号において同じ。） 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第21第3項第4号において同じ。） 豪州政府
- (5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第21第3項第5号において同じ。） 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第21第3項第6号において同じ。） インド政府

（乙の秘密保全規則の変更の際の許可等）

- 第3条 乙は、〇〇（審査を実施した者）の審査を受けた令第14条に規定する規程（以下「秘密保全規則」という。）並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「業務管理者」という。）、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備（以下「施設設備」という。）の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料を審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 乙は、毎年、〇〇（審査を実施した者）が指示する時期に、令第14条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。

（業務管理者の責任）

- 第4条 乙は、業務管理者に、特定秘密の表示その他の特定秘密の保護を適切に管理するための措置を講じさせなければならない。

（従業者に対する特定秘密の保護に関する教育）

- 第5条 乙は、従業者に対し特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。
- 2 乙は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる従業者に対する前項の教育については、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。

- 3 乙は、第1項の教育を特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年1回受講できるよう実施しなければならない。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

(従業者の範囲の決定)

- 第6条 乙は、秘密保全規則等に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、従業者個人単位で行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。
- 2 乙は、前項で決定した従業者の範囲を、この特約条項締結後、特定秘密を取り扱わせる前に、特定秘密管理者に報告しなければならない。
  - 3 乙は、第1項の従業者の範囲を変更するときは、あらかじめ、特定秘密管理者に報告しなければならない。

(適性評価の事務)

- 第7条 乙は、その従業者について、防衛大臣が行う適正評価（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第12条第1号の適正評価をいう。以下同じ。）に関し、属紙「適正評価に関する特約条項」に規定する事務を行うものとする。

(従業者への周知)

- 第8条 乙は、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は特定秘密を保有するときは、当該特定秘密を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(特定資料等の保護措置)

- 第9条 乙は、特定資料等を当該特定秘密を取り扱う従業者以外の者に供覧してはならない。
- 2 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料等を供覧してはならない。
  - 3 乙は、主たる契約に別途定められている場合を除き、特定資料等を作成しようとするときは、あらかじめ、特定秘密管理者の許可を得なければならない。
  - 4 前項の場合、乙は、実施の細部について特定秘密管理者と協議し、特定秘密管理者又はその指名する者の立会いのもと行わなければならない。
  - 5 乙は、特定資料等を作成したときは速やかにその旨を特定秘密管理者に書面により報告するとともに、特定秘密管理者より必要な指示を受けるものとする。

- 6 乙は、特定資料等の作成において完成に至らなかったものについては、特定秘密管理者の指示に従い、特定秘密管理者に引き渡し、又は特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(下請負先への交付及び伝達の承認)

第10条 乙は、特定資料等の交付、又は特定秘密の伝達を、甲との間における法第5条第4項又は法第8条第1項に規定する契約(以下「保全契約」という。)を締結した下請負先であって、当該保全契約に基づき当該特定秘密を保有することができ、又は交付を受けることができる者(以下「特定秘密取扱事業者」という。)以外の者に行ってはならない。

- 2 乙は、特定秘密取扱従業者に特定資料等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。
- 3 前項の規定に基づき交付する特定資料等を返却させる場合には、乙は、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け、業務管理者に当該特定資料等の返却の時期を明示させるものとする。

(運搬の方法)

第11条 特定資料等を運搬するときは、乙は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不相当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示に従うものとする。

(交付の方法)

第12条 乙は、特定資料等を交付するときは、受領書等に、名宛人又はその指名する者(第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって、当該特定秘密を取り扱う者に限る。)の受領印の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

- 2 特定資料等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第13条 乙は、特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見るように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

(物件の包装等)

第14条 乙は、特定秘密である情報を記録する物件、又は特定物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第15条 乙は、特定資料(物件を除く。)を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。ただし、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用する等の交付はしてはならない。

(特定資料等の接受)

第16条 乙は、封かんされている特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画は、名宛人又はその指名する従業者(当該特定秘密を取り扱う者に限る。)でなければ開封させてはならない。

(伝達の方法)

第17条 乙は、特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、特定秘密の伝達を電話で行ってはならない。

3 乙は、特定秘密を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録の取扱いに当たっては、乙はこれをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ特定秘密を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして、業務管理者が認めたもので取り扱わなければならない。

2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者が特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記録媒体に記録する場合は、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じさせなければならない。ただし、当該措置を講ずることにより主たる契約の履行に著しい支障が生じる恐れがあり、当該措置を講じないことに

ついて特定秘密管理者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(特定資料及び特定物件の保管)

第19条 特定資料の保管に当たっては、乙は、三段式文字盤鍵のかかる金庫若しくは鋼鉄製の箱又はこれらに準じる強度を有する保管容器にこれを保管しなければならない。

- 2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 3 第1項の規定は、特定秘密である情報を記録する可搬型記憶媒体に準用する。
- 4 乙は、特定物件については、第1項及び第2項の規定を準用し、保管しなければならない。ただし、特定物件の形状等により、当該措置によることができない場合は、特定秘密管理者と協議し、適切と認める措置により保管するものとする。

(その他保管のための施設設備)

第20条 乙は、前条に定めるもののほか、特定資料等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。

(特定秘密の表示等)

第21条 乙は、特定秘密を保有するとき、自ら特定資料等を作成したとき又は特定秘密の伝達を受けたときは、当該特定秘密又は特定資料等について、法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第1号に掲げる措置を講ずる際に、特定秘密管理者から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。
- 3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- (1) 秘密軍事情報 米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO SECRET
- (3) 仏国秘密情報 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報 豪州政府

(5) 英国秘密情報 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 インド政府

(指定の有効期限の満了に伴う措置)

第22条 乙は、特定秘密管理者から令第8条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第8条第2項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第23条 乙は、特定秘密管理者から令第9条第1号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(指定の解除に伴う措置)

第24条 乙は、特定秘密管理者から令第11条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第11条第2項に規定する指定解除表示をしなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項の場合において、乙は、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

（登録及び管理）

- 第25条 乙は、特定秘密を保有したとき、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は自ら特定資料等を作成したときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。
- 2 乙は、特定資料等の貸出し、回収、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。
  - 3 乙は、第22条から第24条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を帳簿に登録しなければならない。

（実施報告）

- 第26条 乙は、特定資料等を接受、作成、送達又は廃棄（第32条の規定により廃棄した場合を除く。）したときは、速やかに、特定秘密管理者に対し、その旨を書面により報告しなければならない。
- 2 前項に規定する報告は、作成した特定資料等、又は作成において完成に至らなかった特定資料等であって、特定秘密管理者の指示を受けたものの取扱いを含めて行うものとする。

（立入制限措置等）

- 第27条 乙は、特定資料等が取り扱われている場所について、当該特定資料等を取り扱う従業者、第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって当該特定秘密を取り扱う者及び甲と保全契約を締結した他の事業者の従業者であって、乙の求めに応じ特定秘密管理者が許可した者（以下「特定秘密取扱事業者の従業者等」という。）以外の立入りを禁止しなければならない。
- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。
  - 3 第1項の場所を新設し、又は変更したときは、当該施設において特定秘密の取扱いを開始する前に、特定秘密管理者の承認を得なければならない。
  - 4 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要な

以上に近づかせてはならない。

- 5 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(携帯型情報通信・記録機器の持込制限)

第28条 乙は、携帯型情報通信・記録機器の特定資料等が取り扱われている場所への持込みを禁止しなければならない。

- 2 やむを得ず持込みが必要となった場合には、乙は、特定秘密管理者の事前の承諾を得た上で、持ち込む携帯型情報通信・記録機器について、インストールされているソフトウェアを確認するなど特定秘密の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(特定資料等の返却等)

第29条 乙は、特定秘密管理者が交付した特定資料等及び当該特定資料等に関し作成したすべての特定資料等を主たる契約が終了（契約解除の場合も含む。）した後直ちに特定秘密管理者に返却し、又は提出しなければならない。ただし、特定秘密管理者が特定資料等の廃棄又は保持を認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第30条 乙は、特定秘密の取扱いの業務を管理するため必要な帳簿を整備し、毎月1回以上特定秘密の取扱いの状況について検査を行い、特定秘密管理者に結果を報告しなければならない。

- 2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けるほか、乙の特定秘密の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、特定秘密管理者が別に指定する職員に検査及び指導を行わせることができる。
- 3 乙は、特定秘密管理者が乙の下請負先に対し、検査等を行うときは、特定秘密管理者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(特定資料等の取扱いの記録)

第31条 乙は、業務管理者に、特定資料等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定資料等を取り扱った従業者の氏名、日時、その他特定秘密管理者が指示した事項の記録を保存させるものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 乙は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合は、特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該特定資料等を廃棄しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、特定資料等を廃棄する場合には、あらかじめ特定秘密管理者を通じて防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を特定秘密管理者を通じて防衛大臣に報告しなければならない。

3 前項ただし書に規定する報告は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、廃棄した特定資料等の概要、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合に該当する理由及び廃棄に当たって用いた方法を書面により報告するものとする。

(事故発生時等の措置)

第33条 乙は、特定秘密の漏えい、特定資料等の紛失、破壊等の事故が発生したとき(それらの疑い又はおそれがあるときを含む。)、又はこの規則に定める秘密保護のための措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、把握し得る限りの全ての内容を特定秘密管理者に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する報告後、事故の原因のほか、特定秘密管理者から指示があった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を特定秘密管理者に報告しなければならない。

(違約金の請求)

第34条 甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(関連資料等の保存)

第35条 乙は、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、主たる契約、帳簿等、特定秘密の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

(下請負の禁止)

第36条 乙は、特定秘密の取扱いに係る業務（物件の輸送、施設の警備その他役務であって、特定秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。）を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる特定秘密を特定する事項、特定秘密の保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負先は、特定秘密取扱事業者でなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により下請負を行う場合、下請負先による特定秘密及び特定資料等の適切な取扱いを確保するため、当該下請負先の作成する秘密保全規則等、下請負先における特定秘密を取り扱う従業者の名簿、その他特定秘密及び特定資料等の秘密保全のための措置の実施状況等を確認しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が部外の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。
- 5 乙は、下請負先と下請負の契約を締結し、又は契約の内容を変更したときは、下請負先に対し下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りではない。

（保全契約の解除等）

第37条 甲は、乙が本特約の規定に違反したときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙及び下請負先に対して損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 下請負先の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負先との保全契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。
- 3 乙が下請負先との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

## 特別防衛秘密の保護に関する特約条項

### (乙の一般義務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（第9条第1項において「特約条項等」という。）の定めるところにより秘密保護の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

### (送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

### (特定資料の保護措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

### (特定物件の保護措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

### (特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取り図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(特別防衛秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取り図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社(工場)内における特別防衛秘密の保護を確実にを行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで)に特約条項等に基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領(以下「秘密保全規則等」という。)を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等がすでに作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

3 第1項の規定には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

- (1) 保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲
- (2) 秘密区分の標記の表示方法
- (3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備
- (4) 社（工場）内における立入禁止に関する措置
- (5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法
- (6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び方法
- (7) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項
- (8) 非常の場合の措置
- (9) 特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置
- (10) その他必要な事項  
(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、特別防衛秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。このほか、それらの事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合には、乙は、適切な措置をとるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記した書面を添えて甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密保持に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に、品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提

供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めるときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

## 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する「秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密等」という。）であつて、秘密の保全に関する特約条項、特定秘密の保護に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

- (1) 漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額
  - ア 「秘密」のときは、契約金額の100分の5
  - イ 「特定秘密」のときは、契約金額の100分の7.5
  - ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の100分の10
- (2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算
  - ア 秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額
  - イ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額
  - ウ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額
- (3) 乙が、過去10年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算

- (4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算
- (5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額
- 2 乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。
- 第2条 乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。
- 2 前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
- 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。
- 第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

## 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

甲及び乙は、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関し、次の特約条項を定める。

### (関係資料の保存)

- 第1条 乙は、契約物品の製造又は役務（この条において「契約物品等」という。）の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払は前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。
- 2 乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前項の規定に準じて帳票類を保存させなければならない。

### (虚偽の資料の提出等に対する違約金)

- 第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。
- (1) 甲が原価計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合
  - (2) 甲が行う経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第8条において同じ。）の算定に際して、資料を提出又は提示する場合
  - (3) 甲が特約条項に基づいて行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合
- 2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約

に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。) について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、返納すべき超過利益の確定以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額(既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額)と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約(精算行為を伴うものを含む)について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

4 乙は、一般確定契約(原価監査を約定しない契約をいう。)について、第1項各号に掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該虚偽の資料の提出又は提示に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

5 次の各号に掲げる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

(1) 乙が、防衛省(甲を含む。以下同じ。)が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額

(2) 原価計上に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会(不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。)について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額

- (3) 前2号に該当しない場合であつて、防衛省から原価計上に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（制度調査又は原価監査（常駐により又は常続的に行うものを除く。）の実施期間中にあつては、原価計上に関する質疑がなされる前に限る。） 1倍の金額
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。
- 7 第2項から第5項までに規定する違約金の請求権は、超過利益返納条項付契約については返納すべき超過利益の確定時、原価監査付契約及び一般確定契約については契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

#### （制度調査の実施）

- 第3条 甲は、乙が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、制度調査（乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であつて、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。
- 2 乙は、甲から制度調査の実施の申入れがあつた場合には、これを受け入れなければならない。
- 3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による制度調査を支援させること、及び甲に代わって甲以外の防衛省の機関に制度調査を行わせることにあらかじめ同意する。

#### （定期調査及び臨時調査の実施）

- 第4条 制度調査は、年度の計画に基づき、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。
- 2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあつた場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

(制度調査の実施項目)

第5条 甲は、制度調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 第7条に規定するコンプライアンス要求事項が達成され、適正に実施されていること。
- (3) 原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
- (4) 原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること
- (6) その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項

(制度調査の実施に係る保障)

第6条 甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が制度調査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）
  - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
  - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
  - (4) 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査
- 2 甲は、前項の調査の一環として、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する制度調査担当官に対し、この契約に係る作業現場への随時の

立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

- 4 乙は、臨時調査において、甲の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、甲があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

(コンプライアンス要求事項の確認)

第7条 甲は、次の各号に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認する。

- (1) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしていること。
  - (2) 前号の書面が少なくとも契約の履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。
  - (3) 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知することとしていること。
  - (4) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。
  - (5) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的な内部監査を実施することとしていること。
- 2 甲は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請する。
- 3 甲は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

(適用する経費率との関係)

第8条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、この特約条項を原価監査付契約（精算行為を伴うものを含む）に付した場合であって、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項及

び原価監査付契約（精算行為を伴うものを含む）に係る特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

## 適性評価に関する特約条項

### (候補者名簿の提出)

第1条 乙は、その従業者に特定秘密を取り扱わせるため防衛大臣による適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び法第12条第1項各号のうち該当する号その他参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを特定秘密管理者に提出しなければならない。

2 乙は、前項の名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに特定秘密管理者に通知しなければならない。

### (適性評価の実施に関する協力)

第2条 乙は、評価対象者について照会があった場合に必要な報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、防衛大臣が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。

### (適性評価結果等通知書その他の文書の管理)

第3条 乙は、適性評価の結果が記された文書その他適性評価の実施に当たり特定秘密管理者に送付し、又は特定秘密管理者から送付された文書の管理を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行うこと。

(2) 用済後速やかに廃棄し、適性評価の結果適性があると認められた旨特定秘密管理者が通知した文書は送付日から5年、その他の文書は送付日から1年を超えて保存しないこと。

### (評価結果その他の個人情報の目的外利用の禁止)

第4条 乙は、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (特定秘密の取扱業務の停止)

第5条 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、特定秘密管理者から、新たな適性評価の結果として、適性がないと認められた旨通知があったときは、直ちに、当該従業者が特定秘密を取り扱わないよう措置しなければならない。特定秘密管理者から、法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義がある旨通知されたときも同様とする。

(事後の事情の変化に関する報告)

第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であつて、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があつたこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥つたこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥つたこと。
- (9) 上記のほか、特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第7条 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である従業者について、第1条の名簿に登載する場合には、同条に定める事項のほか、次に掲げる事項を当該名簿に記載し、又は記録するとともに、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該名簿に登載した旨を通知しなければならない。

- (1) 派遣労働者である旨
  - (2) 当該従業者についての予定している業務内容
- 2 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である従業者について、特定秘密管理者から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。
- (1) 適性評価実施責任者に提出する名簿に登載しないこと。
  - (2) 適性評価を実施することについて防衛大臣の承認が得られたこと、又は得られなかったこと。
  - (3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと。
  - (4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと。
  - (5) 適性評価の結果。

- (6) 当該従業者が法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義があること。
- 3 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者が乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である場合には、当該従業者を雇用する事業主が当該従業者について第6条の事情があると認めたとときに、乙に確実に報告をさせる必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対し、第1項又は第2項の通知をしたときは、当該通知をした文書について、これが第3条の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、評価対象者が派遣労働者である従業者の場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し乙を経由して特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

(契約履行後における乙の義務)

第8条 第3条、第4条並びに前条第4項及び第5項の規定は、契約履行後においても準用する。

## 前払金に関する特約条項

甲及び乙は、前払金に関し、次の特約条項を定める。

(前払金)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙に対して前払金を支払うものとする。

(前払金の総額等)

第2条 前払金の総額、前払金の総額の契約金額に対する割合、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う金額は、別表のとおりとする。

2 前払金は、予算の範囲内において行うものとする。

(前払金の請求)

第3条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前条第1項の規定に従い、次条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び前払金の使途の概要を記載した書類その他甲の指示する書類を添付した支払請求書を甲に提出するものとする。

(前払金の担保)

第4条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり、甲がその必要がないと認めたときは、担保の提供を免除することができるものとする。

2 前払金の担保として提供することができるものについては、予算決算及び会計令第78条の規定による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証でなければならない。

3 担保の保証の期間は、前払金が支払われる日から第8条の規定により当該前払金が精算される日までの期間とする。

(前払金の目的外使用禁止)

第5条 乙は、前払金をこの契約の履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 前項の直接必要な経費とは、契約金額のうち製造原価を構成する材料費、加工費及び直接経費をいい、一般管理費等及び利益は含まれないものとする。

3 乙が、第1項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して、甲が既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

4 乙が返納の日に前項の規定により、返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(前払金に関する調査)

第6条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所において帳簿等の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金返納)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更(契約の一部解除を含む。)により契約金額の減額が行われた場合において、甲が既に乙に支払った前払金の総額の減額後の契約金額に対する割合が第2条の別表において定められている割合に1割を加えた割合を超過することとなったときは、当該超過金額

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に乙に支払った前払金の全額

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し年6パーセントの率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額（第1項の規定による返納額に前項の規定による指定された期限までの利息を加えた金額をいう。）を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（前払金の精算方法）

第8条 前払金の精算は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の全額を当該代金に充当することによって行うものとする。ただし、部分払に関する特約のある場合においては、前払金の総額に既納部分又は既済部分の金額と契約金額との比率を乗じて得た金額（第2条の別表に別段の定めのあるときは、同表に定める金額）を既納部分又は既済部分に対する部分払の金額に充当することによって行うものとする。

（前払金の担保の返還等及び取立て）

第9条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合は、精算された金額に応じて、第4条に規定する前払金の担保の返還を請求し、又は保証状の書替えその他担保金額を減少するための措置をとることができる。

2 甲は、第7条の規定により乙が返納すべき金額を返納しない場合は、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

（条件変更と契約金額の変更）

第10条 第2条の別表が変更されることにより、前払金の総額が増額される場合は、当該増額分に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

2 代金の確定に関する特約（特定費目にかかるものを含む。）が付されている場合において、第5条第3項若しくは第7条の規定による前払金の返納又は納期の変更若しくは猶予、納入の遅滞、第2条の付表に定める総額、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額、第8条の規定による前払金の精算方法その他前払金に関し計算価格の計算に際し前提となった条件でこの契約に定められているものの変更があったときは、確定計算価格又は実績価格の計算に際して必要な調整を行うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、前払金の返納又は条件の変更を理由として契約金額を変更しないものとする。

別表（1）

T/T払及び B/L払の別	前払金限度額	支払時期	支払回数
T/T払	円	年 月を目途とする。	
B/L払	¥	年 月以降とする。	
合 計	¥		

別表（2）

1. 前払金の総額            ○○○円以内
2. 前払金の総額の契約金額に対する割合    ○割以内
3. 支払回数                ○回
4. 支払時期と支払金額

	支払金額	支払時期
第1回	○○○円	○○. ○○. ○○目途

5. 前払金の担保の提供の有無
6. 前払金の精算方法（部分払に関する特約のある場合で別段の定めをするとき）

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別表（1）又は別表（2）を選択し、別表として添付するものとする。

## 部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払方法)

第2条 部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別紙第1のとおりとする。

(内訳表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表（別紙第2）を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、国庫債務負担行為に係る契約において、契約金額の再算定を要する契約については、再算定後、提出するものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更について準用する。

(部分払金額)

第4条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第1項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、代金の確定に関する特約（特定費目にかかるものを含む。以下同じ。）の付されている契約にかかる既納部分若しくは既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約にかかる既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の1/10の金額を差引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第5条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(差額の支払及び過払金の返納)

第6条 代金の確定に関する特約の付されている契約にあつては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が代金の確定に基づき算定した当該既納部分又は既済部分に相当する金額に満たさないときは、その差額を乙に支払うものとし、また当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

2 差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、また、乙が、期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(所有権の移転)

第7条 性質上不可分の製造の既済部分について、部分払を行った場合は、当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品にかかる危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

部分払に関する回数 (概算契約の場合)

- 1 支払回数 回以内
- 2 支払方法 既納部分又は既済部分の金額の9/10以下

部分払の支払方法 (確定契約の場合)

- 1 支払回数
- 2 支払方法 既納部分又は既済部分の金額の10/10

注：1 不要な字句等は削除するものとする。

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、別紙第1 (1) 又は別紙第1 (2) を選択し、添付するものとする。

内 訳 費 用

- 1 費 目  
直接材料費  
  
加工費  
  
総 利 益  
(一般管理費及び販売費)  
(利 益)  
  
梱包輸送費
- 2 適用経費及び条件

注： 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

## 部分払に関する特約条項（航空機部品等）

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

（部分払）

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

（部分払の支払回数）

第2条 部分払の支払は、 回以内とする。

（部分払の金額）

第3条 乙は、契約締結後、速やかに別紙に示す部分払計算基準金額表を作成し、甲の確認を受けなければならない。（契約条項により品目単価表が提出されている場合を除く。）ただし、国庫債務負担行為に係わる契約において、再算定を要する契約については、再算定後、提出するものとする。

2 甲は、前項の部分払計算基準金額表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における部分払計算基準金額表の変更について準用する。

4 甲が部分払として乙に支払う金額は、部分払計算基準金額表又は品目単価表に基づいて算定した既済部分に相当する金額とする。ただし、代金の確定に関する特約（特定費目に係るものを含む。以下同じ。）の付されている契約で代金が未確定の場合は既済部分に相当する金額の9/10を限度として支払を行うものとする。

5 部分払は、予算の範囲において行うものとする。

（部分払の請求及び支払）

第4条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

（差額の支払及び過払金の返納）

第5条 代金の確定に関する特約の付されている契約にあつては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が当該既済部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

2 差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、また、乙が、期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。





## 特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち別紙第1の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額、その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第2条 乙がこの契約の履行のために支出し、又は、負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益等を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は、契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、平成 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績額報告書を作成し、別紙第2に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第2項の目途とされている日までに、実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は、確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて契約履行期限までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定しない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定の特例)

第4条 甲は、前条第2項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認める時は、後日当該特定費目の実績額が確定した際に、差額を甲に返還させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目又は品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

## 要確定費目金額表

1	工場渡価格 (外貨表示)	
2	運賃その他の費用 (外貨表示)	
3	C&F価格・CIF (外貨表示)	
	同上 (調整額¥                      円を含む。) ¥	円
4	機能及び寸法検査費用 (再梱包費を含む。)	円
5	関税その他の租税	円
6	その他	
	ユーザンス金利等 (上限付精算)	円

- 注：1 該当しない項目及び字句は抹消すること。  
2 第6の項目は、必要のある場合に費目及び金額を記載する。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 実績額を証する書類（1）

## 1 C&amp;F価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売会社を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

## 2 機能及び寸法検査費（再こん包費を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びにこん包業者の支払請求書又は領収書

## 3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

## 4 為替相場

外国為替取扱銀行等が発行した邦貨決済額を証する書類

## 5 その他甲が必要と認める書類

## 実績額を証する書類（2）

下記の書類のうち、甲が適当と認めるもの。

- 1 引当品として輸入する材料費のC&F価格については、承認済の輸入承認申請書及び送り状
- 2 外国為替公認銀行との間の先物予約締結書又は当該銀行が発行した邦貨決済額を証する書類
- 3 契約相手方と輸入業者（引当品として輸入する材料等の輸入業者に限る。）との間の取引価格が輸入諸掛等を含めて確定契約であるものにあつては、契約相手方と当該輸入業者間との契約書又は注文書
- 4 その他契約相手方が外貨建費目の対価として支払い又は支払うことが確実と認める上記に類する書類。

注：1 該当しない項目及び字句は抹消すること。

2 上記の他、必要とする項目及び字句は追加すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、輸入契約の場合にあつては別紙第2（1）を、国産品中の特定費目にあつては別紙第2（2）を選択して添付するものとする。

## 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の実績精算に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の実績精算)

第1条 乙に支払われる代金のうち別紙第1の要精算費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い精算するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額、その他必要な事項は、要精算費目金額表に定めるところによる。

(実績額)

第2条 この契約において「実績額」とは、乙が契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額をいう。

2 実績額は、別紙第2の実績額に関する計算基準（以下「計算基準」という。）に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

(代金の精算)

第3条 特定費目の実績額の合計額が特定費目の金額の合計に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は超える金額を加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、平成 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第4条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績報告書を作成し、別紙第2に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、特定費目又は、特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他要精算費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

要精算費目金額表

1	機能及び寸法検査費用 (再梱包を含む。)	円
2	関税その他の租税	円

注：1 該当しない項目及び字句は抹消すること。  
2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

1 実績額に関する計算基準

実績額は、実績額を証する書類に基づき算定するものとし、実際に要した費用であっても乙の故意又は過失若しくは管理の不適當により乙の負担となるものは除くものとする。

2 実績額を証する書類

機能及び寸法検査費用（再梱包を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 その他甲が必要と認める書類

## 印刷物製造に関する特約条項

甲及び乙は、印刷物製造に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 この特約条項は、印刷物製造契約の履行に際し、特別な管理を必要とする貸与品等の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 仕様書等 仕様書及び調達要領指定書(印刷指示書を含む。)並びに技術指令書製版・印刷・製本要領指示書をいう。
- (2) 貸与品 仕様書等に基づき、乙に貸与するすべてのものをいう。
- (3) 中間生成物 貸与品に基づき作成した、納入品以外のすべてのものをいう。
- (4) 貸与品等 貸与品及び中間生成物並びに貸与品・中間生成物から得られる情報をいう。

(貸与品の貸与)

第3条 甲は、契約締結後速やかに、貸与品を乙に貸与するものとする。

(貸与品の返納)

第4条 乙は、契約履行後、特に仕様書等に指示のある場合を除き、貸与品を、航空自衛隊第2補給処十支処に返納するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず必要があると認める場合は、乙に対して貸与品の返納を指示することができる。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、貸与品等を契約履行以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

(情報の保全)

第6条 乙は、貸与品等を取扱うにあたり、情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。契約履行後についても、同様とする。

(事故発生時の処置)

第7条 乙は、貸与品等及び納入品の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が発生し又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適正な処置を取るとともに速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

(調査)

第8条 甲は、この特約条項の履行状況を確認する必要があると認める場合は、乙に対して報告又はその職員に乙の作業場所等に立ち入り調査をさせることができる。

2 乙は、前号に規定する調査に協力するものとする。

3 乙は、第1号の報告又は調査により、改善要請を受けた場合は、これに従わなければならない。

4 この条の処置に係る必要な費用は、無償とする。

## 日米了解事項覚書に関する特約条項

### (日米覚書の遵守)

第1条 乙は、この条項に定める事項のほか、「日本国防衛省と合衆国国防省との間（装備品等システム名）の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」（以下「日米覚書」という。）に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行後においても引き続き、日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。

### (技術資料等の管理)

第2条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料（情報を含む。）並びに製品（以下「技術資料等」という。）を、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

### (技術資料等の第三国等への移転禁止)

第3条 乙は、技術資料等を第三国及び下請負者を除く第三者（以下「第三国等」という。）に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。

### (技術資料等の目的外使用の禁止)

第4条 乙は、技術資料等を、甲の承認を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

### (表示の付与)

第5条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料又は図面により品目に標示を付することとなっているものについては、これに従い適切な表示を行うものとする。

### (企業等への立入)

第6条 乙は、日米覚書に基づき、米国政府の職員（米国政府から権限を与えられた者を含む。）から乙又はその下請負者の工場等への立ち入りの申出があった場合には、甲と調整の上これに協力するものとする。

### (工場等の保全)

第7条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料等に基づき製造を行う工場等について、当該覚書を遵守するに必要な措置を講ずるものとする。

### (資料等の還元)

第8条 乙は、製造に際し、製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資料及び技術上の知識等について、甲に申し出るものとする。

### (特許権等の侵害の禁止)

第9条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。

### (事故発生時の措置)

第10条 乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はそのおそれがある場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

### (管理規定)

第11条 乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規定を作成し、甲の確認を受

けるものとする。ただし、管理規定が既に、甲の確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

2 前項の管理規定には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 管理責任者及び取扱者の任命方法及び責任範囲
- (2) 技術資料等の送達及び保管等に関する措置
- (3) 技術資料等の送達及び第三国等に移転しないための措置
- (4) 技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための措置
- (5) 技術資料に基づき製造を行う工場等の保全措置
- (6) その他必要な事項

3 本条第1項の規定は、乙が甲の確認を受けた管理規定を変更する場合に準用する。

(下請負者に対する措置)

第12条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合は、乙と下請負者の間で第2条以下に定める事項に準じて取り決めを行うものとし、この取り決めには乙と下請負者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

2 乙は、前項の取り決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。

(開発経費の支払等)

第13条 日米覚書に基づき、開発経費（円建て）の支払を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。

## プログラムの著作権に関する特約条項

### (権利の取扱い)

第1条 甲が、(契約品名)著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に定めるプログラムに該当するもの(以下「本件プログラム」という。)を受領したときに、乙は、本件プログラムに係る著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。)を甲に譲渡するものとする。

2 前項の規定は、本件プログラム中、乙が従来から権利を有していたもの及び本件プログラムの作成により新たに取得した同種プログラムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュール(以下「ノウハウ等」という。)に係る著作権には適用しないものとし、当該著作権は乙に留保されるものとする。

なお、乙は、それらを利用して本件プログラムと類似しているプログラムを作成することができる。

3 乙は、本件プログラム(ノウハウ等を除く。)に係る著作者人格権(著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、甲の承認を得た場合には、この限りでない。

4 甲が本件プログラムを受領したとき、乙は、直ちに「プログラムに関する著作権譲渡証明書」(別紙様式第1)及び「プログラムに関する著作者人格権不行使証書」(別紙様式第2)を甲に提出しなければならない。

### (第三者が有する著作権法上の権利の保護)

第2条 乙は、本件プログラムの作成にあたり、第三者が有する著作権法上の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じなければならない。

2 乙が前項に定める必要な処置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害につき賠償を請求することができる。

### (その他)

第3条 甲及び乙は、著作権法上の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

2 乙は、前項の取決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取り決め文書が確認済みであるときは、その届け出るものとする。

## プログラムに関する著作権譲渡証明書

平成 年 月 日

甲

殿

乙 住 所

会社名

代表者名

印

統 制 番 号 (調達要求番号)			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量・単 位		(納入場所)	
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）を「プログラムの著作権に関する特約条項」第1条第1項の規定により平成 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので同条第4項の規定に基づき本証明書を提出します。ただし、同条第2項に定める乙が従来から権利を有していたもの及びノウハウ等に係る著作権は、乙に留保されるものとします。

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## プログラムに関する著作者人格権不行使証書

平成 年 月 日

甲

殿

乙 住 所  
会社名  
代表者名

印

統 制 番 号 (調達要求番号)			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量・単 位		(納入場所)	
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める権利を含む。）を「プログラムの著作権に関する特約条項」第1条第1項の規定により平成 年 月 日に、甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、同条第4項の規定に基づき本証明書を提出します。ただし、同条第2項から権利を有していたもの及びノウハウ等に係る著作権は、乙に留保されたものとします。

注： 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

## プログラムの改修契約に関する特約条項

甲及び乙は、プログラムの改修契約に関し次の特約条項を定める。

(役務の提供)

第1条 乙は、甲が特に指示する場合のほか、仕様書等に定めるところに基づき、プログラム改修のための役務作業（以下「役務」という。）を契約履行期限までに甲に提供するものとする。

(実施計画書)

第2条 乙は、甲が特に指示する場合のほか、仕様書等の定めるところに基づき、次に示す事項を明らかにした実施計画書（5部）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 実施期間
- (2) 実施場所
- (3) 作業概要
- (4) 作業実施要領及び方法
- (5) その他必要事項

2 乙は、前項の承認済の実施計画書の一部又は全部を変更しようとする場合には、その都度変更計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(役務通知書)

第3条 甲は、仕様書等の定めるところに基づき、乙に対し役務を指示する場合は、役務通知書（別紙様式第1）をもって行うものとする。

(役務の履行)

第4条 乙は、前条に定める指示があった場合は、当該指示に基づき役務を履行しなければならない。

(技術員等の承認)

第5条 乙は、甲が特に指示する場合のほか、仕様書等の定めるところに基づき、部隊等で役務を履行する場合には、履行に先立って当該作業に従事する技術員等が十分な知識、技能及び経験を有することを証する技術員・整備員届（別紙様式第2）（3部）をもって甲の承認を受けなければならない。

(就業時間)

第6条 技術員の実業時間は、原則として乙の実業規定によるものとする。ただし、部隊等で役務を履行する場合は、特に監督官が指示する場合を除き、部隊等の日課時限に合わせるものとする。

(役務時間の確認)

第7条 乙は、前条により部隊等で役務を履行した場合は、役務時間確認書（別紙様式第3）（2部）作成し、監督官を経由して甲に通知するものとする。

役務通知書

殿  分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第2補給処 十条支処調達課長	役務通知番号：第 号 平成 年 月 日
--	------------------------

次の契約に関し、次のとおり役務を通知する

契約内容	統制番号		契約件名	
	契約番号		契約履行期間	
	契約年月日		履行場所 (役務提供場所)	
役務等通知内容	実施場所	1. 基地 (      )    2. 相手方工場等    3. その他		
	人員数	名	期 日	～
		役 務 等 通 知 事 項		
	提出書類			
	提出希望月日			
	関連文書			
	優先順位			
	配布区分	監督官×1		

注： 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
 航空自衛隊第2補給処  
 十条支処調達課長 殿

会社名 印

技術員 届  
 整備員

契約番号 ( ) に基づく を、次のとおり届出します。

NO	氏名	年齢	地位及び 職務内容	直接工 間接工 の区分	資格 免許 特技等	技術員としての経験 の有無・派遣先等・ 回数・作業内容	前歴等

上記届出を確認した。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
 航空自衛隊第2補給処  
 十条支処調達課長

印

注： 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。



## 整備技術利用役務契約に関する特約条項

甲及び乙は、整備技術利用役務契約に関し、次の特約条項を定める。

(役務通知書)

第1条 甲は仕様書の定めるところにより、乙に対して整備技術利用（以下「役務」という。）を要求する場合は、役務通知書（別紙様式第1。以下「通知書」という。）をもって行うものとする。

(技術員の届出)

第2条 乙は、通知書に基づき、技術員を部隊等に勤務させる場合は、仕様書の定めに従い、当該技術員が十分な知識、技能及び経験を有することを証する技術員届を甲に提出しなければならない。

(部隊等への通知)

第3条 乙は甲から通知書の交付があった場合は、速やかに履行先の部隊と役務を履行するため細部について調整するとともに、技術員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

(役務の履行)

第4条 乙は、第1条に定める指示があった場合は、当該通知書及び監督官が交付する作業通知書に基づき、部隊等において、役務を履行しなければならない。

(就業時間)

第5条 乙が役務を履行する就業時間は、部隊等の日課時限を基準に乙が定めるものとする。

(技術員の交代)

第6条 乙は、派遣した技術員を交代させようとする場合は、監督官を通じ、甲に届け出るものとする。

(国内出張)

第7条 乙は、技術員の一時帰社等国内出張の必要がある場合は、監督官に届け出るものとする。

(役務時間の確認)

第8条 乙は、役務を履行したときは、当該役務時間について、役務時間確認書（別紙様式第2）を2部作成し、監督官を経由して、甲に通知するものとする。ただし、確定契約を締結した場合は、省略することができる。

(官の支援)

第9条 乙は、この契約の履行に際し、必要な事項について甲の支援を受けることができる。

なお、支援の範囲は、仕様書に定めるところによるものとする。

(給付完了の届)

第10条 乙は第1条に定める役務を完了したときは、完成検査終了後、この契約書又は仕様書等に定める報告書、その他の必要書類を添えて、甲に役務が完了した旨を届け出るものとする。

(かし疑義不具合の届)

第11条 乙は、この契約の履行にあたり、かし疑義等の不具合を発見した場合は、その旨甲に届け出てその指示を受けるものとする。

平成 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長

印

## 役 務 通 知 書

整備技術利用契約（契約番号： 号 平成 年 月 日）に基づき、次のとおり通知します。

役 務 通 知 番 号	(平成 年 月 日)	
役 務 提 供 場 所		
役 務 の 規 模	人 数	名
	期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 ( 日間)
役 務 内 容		
備 考		

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

分任支出負担行為担当官  
 航空自衛隊第2補給処  
 十条支処調達課長 殿  
 (監督官経由)

会社名  
 代表者名

役 務 時 間 確 認 書

契約番号第 号(平成 年 月 日)に基づく役務時間を、次のとおり通知いたします。

契約相手方名				調達要求番号			
契約件名				契約番号		契約年月日	
作業実施 年 月			作業実施日及び役務時間				
作業者氏名	所属会社名	所属部門					計
作業時間計							
作業実施責任者		認 印					

上記を確認した。  
 平成 年 月 日  
 監督官 所属  
 階級・指名

印

## 教範翻訳原稿作成に関する特約条項

### (乙の義務)

第1条 乙は、本契約の履行に当たっては、この特約条項に定めるところにより契約内容の保全について万全を期さなければならない。

### (特定資料)

第2条 乙は、本契約の教範翻訳原稿、個別適用関連仕様書及び貸与する原刊行物原稿（以下「特定資料」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し本契約に関係のない者に供覧し又は漏えいしてはならない。

2 本契約に関係のある者に対しても作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し又は漏えいしてはならない。

3 本契約の作業に必要以外特定資料を複写してはならない。

### (立入禁止)

第3条 乙は、本契約に関係のない者をみだりに作業場、保管場所の施設に立ち入らせてはならない。

### (特定製品)

第4条 乙は、教範翻訳原稿作成（以下「特定製品」という。）の制作中、その取扱いに慎重を期し本契約に関係のない者に供覧させてはならない。

### (特定資料等の返納)

第5条 乙は、甲が交付した特定資料及び作業上特定資料を複写したものを契約履行後直ちに甲に返納しなければならない。

### (事故発生時の措置)

第6条 乙は、特定資料及び特定製品の漏えい、紛失、破壊等が発生し又はそれらの疑い若しくはおそれがあった時は適切な措置を取るとともにその詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

### (調査等)

第7条 甲は、この特約条項の履行状況を確認する必要がある場合には、乙に対し調査を行うことができる。

## CAI用コースウェアの維持改訂契約に関する特約条項

甲及び乙は、CAI用コースウェアの維持改訂契約に関し、次の特約条項を定める。

(役務通知書)

第1条 甲は、仕様書の定めるところに基づき、乙に対し役務を指示する場合は、役務通知書(別紙様式第1)をもって行うものとする。

(役務の履行)

第2条 乙は、前条に定める通知があった場合は、当該通知に基づき役務を履行しなければならない。

(就業時間)

第3条 技術員の実業時間は、原則として乙の規定によるものとする。但し、部隊等で役務を履行する場合は、特に監督官が指示する場合を除き、現地部隊等の日課時間に合わせるものとする。

(役務時間の確認)

第4条 乙は、前条により部隊等で役務を履行した場合は、役務時間確認書(別紙様式第2)を2部作成し、監督官を経由して甲に通知するものとする。

(給付の終了の届出)

第5条 乙は、提出書類の持ち込み完了によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに役務完了届(別紙様式第3)を5部、甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、提出書類を受領した場合は、必要事項を記載した受領書(別紙様式第3)を遅滞なく乙に交付するものとする。

## 役務通知書

役務通知番号第 号  
平成 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長

印

## 役 務 通 知 書

次の契約に関し、次のとおり役務を通知する。

契約内容	統 制 番 号		契 約 件 名	
	契 約 番 号		契 約 履 行 期 間	
	契 約 年 月 日		履 行 場 所 (役務提供場所)	
役務等通知事項	役務実施場所			
	役務開始予定時期			
	人 員			
	役 務 等 通 知 事 項			
提 出 書 類				
提 出 希 望 月 日				
関 連 文 書				
優 先 順 位				
配 布 区 分				

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



## 受 領 書

役務 (委託研究) 完了届			
調達要求番号		提出場所	
品 名		提出期限	
		契約番号	
調達報告書等 提出部数		契約年月日	
		契約金額	
		<p>上記のとおり、役務 (委託研究) が完了したことをお届けいたします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住所 会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	
検査調査 (受領書)			
検査指令番号		検査場所	
提出年月日		検査判定	
検査年月日		合格報告数	
検査所見		等部	
備考			
<p>検査の結果、給付の完了を (受領) した。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">検査官所属 階級等 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

## 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡禁止特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡禁止特約の部分的解除)

第1条 契約条項第〇条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付のうえ、承諾申請は別紙様式第1により、通知は別紙様式第2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認のうえ、別紙様式第3により異議を留めた承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、担保責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

## 債権譲渡承諾申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長 殿

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○株式会社  
代表者： 印

住 所：  
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者： 印

住 所：  
譲受人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者： 印

○○株式会社(以下「甲」いう。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付のうえ、貴殿の承諾を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、次の事項について、予め承諾していること、及び中小企業信用保険法の一部改正法により創設された流動資産担保融資保証制度の趣旨に則り申請するものであることを申し添えます。

- 1 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり○○契約条項第○条の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
- 2 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の担保責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。また、同契約条項に基づく代金は甲が請求し、かつ、持参する請求書類一式により乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込みください。

## 記

1 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 契約番号及び契約年月日

2 譲渡債権の額

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額     | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ  
○○銀行 ○○支店 ・ 口座の種類 ○○○○  
フリガナ  
口座名義人 ○○○○ ・ 口座番号 ○○○○

添付書類：受領検査調書の写し及び債権譲渡担保契約書の写し並びに印鑑証明(甲乙丙各1通(発行日より3か月以内のものに限る。))

注：本承諾申請書は、必要に応じて修正することを妨げないが、「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

[内容証明郵便等の民法施行法第5条の規定による証書]

## 債権譲渡通知書

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長

殿

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○株式会社  
代表者： 印住 所：  
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者： 印住 所：  
譲受人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者： 印

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○○年○月○日に契約の履行の確認を受け【「準確定契約及び概算契約の場合は記述」、かつ○○年○月○日に契約金額が確定しました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付のうえ、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、次の事項について予め承諾していること、及び中小企業信用保険法の一部改正法により創設された流動資産担保融資保証制度の趣旨に則り通知するものであることを申し添えます。

- 1 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり○○契約条項第○条の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
- 2 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の担保責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。また、同契約条項に基づく代金は甲が請求し、かつ、持参する請求書類一式により乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込みください。

## 記

1 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付 ○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 契約番号及び契約年月日

2 譲渡債権の額

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額     | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ  
○○銀行 ○○支店 ・ 口座の種類 ○○○○  
フリガナ  
口座名義人 ○○○○ ・ 口座番号 ○○○○

添付書類：受領検査調書の写し及び債権譲渡担保契約書の写し並びに印鑑証明(甲乙丙各1通(発行日より3ヶ月以内のものに限る。))

注：本通知は、必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

債権譲渡承諾書

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○株式会社  
代表者： 殿

住 所：  
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者： 殿

住 所：  
譲受人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者： 殿

上記申請につき、○○契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、民法第468条第1項及び債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項第5条の規定に基づき、異議を留めて承諾します。

記

- 1 本承諾によって、○○契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
- 2 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国による代金の支払いは、○○契約条項第○条の規定に基づき行われるものであること。

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長

印

確定日付欄

## 第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項

甲及び乙は、第三者を従事させる場合等の届出に関し、次の特約条項を定める。

(第三者を従事させる場合の届出)

第1条 乙は、契約の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう務めるものとする。

2 乙は、第三者（乙を除く契約の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。）で定めるところにより、あらかじめ、別紙様式第1にて甲に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと乙が認める役務に従事させる場合は、この限りでない。

3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して甲に届け出るものとする。

(写しの送付)

第2条 甲は、前条の規定により乙から届け出のあった書面について、受付を行った後、その写しを乙に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

第3条 乙は、契約の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと乙が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、別紙様式第2にて当該契約に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の1第2項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で甲が乙に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。

2 第三者を従事させる場合には、前条の規定により甲から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。

3 乙は、第1条の規定により第三者を契約の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届け出をさせることができる。

4 前3項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

第4条 乙は、本特約条項に従い第三者を契約の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

## 第三者を従事させる場合の届出書

平成 年 月 日

所 属  
官 職  
氏 名 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名 印

下記契約に関して、第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項第1条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

調 達 要 求 番 号 \_\_\_\_\_

契 約 番 号 ・ 年 月 日 \_\_\_\_\_

品 名 ・ 数 量 \_\_\_\_\_

## 届 出 表

番号	会社名（事業者名）	代表者名	住所・電話番号	業務範囲

注1： 業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。

注2： 追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式により届け出ること。この場合、「届出書（追加）」と記入すること。

納入先部隊等において作業する場合の作業従事者名簿届出書

平成 年 月 日

所 属 (\*)

官 職 (\*)

氏 名 (\*)

殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

下記契約に関して、第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項第3条の規定に基づき、下記及び別紙のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 \_\_\_\_\_

契 約 番 号 ・ 年 月 日 \_\_\_\_\_

品 名 ・ 数 量 \_\_\_\_\_

作業従事者名簿

番号	会社名 (事業者名)	氏 名

- 注1： 契約相手方の正社員の外、第三者を従事させる場合には、甲から送付のあった「第三者を従事させる場合の届出書」の写しを添付すること。
- 注2： 作業従事者の追加があった場合には、速やかに追加した旨を本様式により届け出ること。この場合、「作業従事者名簿 (追加)」と記入すること。
- 注3： \*部分には、特約条項第3条に規定する受領検査官若しくは使用責任者又は作業確認者の所属、官職及び氏名を宛先として記入すること。

## 作業従事者管理日報

(会社名 )

平成 年 月 日

氏 名	作 業 内 容	
	予 定	実 績

注1：作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は作業確認者が記入する。

注2：本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

平成 年 月 日

所 属

官 職

氏 名

印

## 技術員の駐在に関する特約条項

### (就業時間)

第1条 駐在する技術員の就業時間は、原則として駐在する基地の日課時限によるものとする。

2 日曜日及び土曜日は休養日とし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に定める祝日は、休日とする。ただし、監督官が特に指示した場合は、この限りでない。

3 甲は、甲の都合により長時間（休養日及び休日を含む1週間以上の期間をいう。）技術員の駐在が必要ないと認める場合には、駐在技術員に対し期間を定めて帰社させることができる。

4 駐在技術員を帰社させる場合には、監督官が期間を定め別紙様式第1により指示するものとする。

5 甲は、前項の駐在技術員を帰社させる場合には、帰社に要する旅費及び日当を支払うものとする。

### (休暇)

第2条 年末、年始の休暇は、原則として12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、監督官が特に指示した場合は、この限りでない。

2 甲は、駐在技術員が病気又はその他特別の事情により休暇を必要と認めた場合には、駐在技術員に対し休暇を許可するものとする。

3 甲は、前項の休暇を許可する場合において必要がある場合には、交代の技術員を乙に求めることができるものとする。

4 駐在技術員は、第2項により休暇をとる場合には、あらかじめ別紙様式第2により監督官に休暇の申請をし、許可を得なければならない。

5 甲は、第1項に定める休暇期間の代価は支払わないものとする。ただし、帰社に要する旅費及び日当は支払うものとする。

なお、旅行は最も経済的な方法によらなければならない。

### (駐在技術員の交代等)

第3条 乙は、乙の技術員を原則として3か月に1回交代させることができる。

2 甲は、前項の駐在技術員の交代に要する旅費及び日当は支払うものとする。

3 乙は、第1項及び乙の都合により技術員を交代させようとする場合には、原則として当該技術員の交代時期の15日前までに監督官の確認を得て甲の承認を得なければならない。ただし、甲が当該技術員を不相当と認め乙に対して交代を要求した場合、及び甲の都合により技術員の駐在が不必要となった場合は、この限りでない。

### (一時帰社)

第4条 乙は、乙の技術員が駐在期間内において特に契約履行に必要な業務の調整等を実施する必要がある場合には、別紙様式第3により監督官の確認を得て甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項の帰社を承認する場合において必要がある場合には、交代の技術員を乙に求めることができるものとする。

3 甲は、第1項の駐在技術員の帰社に要する旅費及び日当は支払うものとする。

年 月 日

(契約相手方) 殿

監督官  
所属  
階級  
氏名

印

駐在技術員の帰社について

標記について、下記理由により帰社されたく指示します。

記

1. 契約番号:

2. 帰社理由:

3. 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 技術員名:

休暇申請及び許可書

年 月 日

監督官 殿

(契約相手方) 印

下記のとおり休暇を申請いたします。

記

1. 契約番号:
2. 休暇理由:
3. 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
4. 技術員氏名:

1. 休暇を許可する。
2. 交代技術員の必要: 有 ・ 無

年 月 日

監督官  
所属  
階級  
氏名

印

一時帰社の申請及び承認書

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長 殿

(契約相手方) 印

下記のとおり一時帰社の申請をいたします。

記

1. 契約番号:
2. 帰社理由:
3. 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
4. 技術員氏名:

1. 一時帰社の必要性を確認する。
2. 交代技術員の必要: 有 ・ 無

年 月 日

監督官  
所属  
階級  
氏名

印

契約相手方

殿

上記について承認する。

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長

印

## B-747航空機現地整備特約条項

甲及び乙は、B-747航空機現地整備に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、この特約条項のほか、契約書及び契約書に付属する仕様書並びに現地整備通知書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、B-747航空機（以下「航空機」という。）を保有する部隊及び航空機が寄港した空港等（以下「現地部隊等」という。）において航空機の不具合箇所の修理等（部品等の取り外し、取り付けを含む。以下「役務」という。）を行って現地整備に関する必要な役務を提供し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額は、契約条項第2条に定めるほか、次の各号に定める代価の合算額とする。

- (1) 技術員の派遣に伴う旅費、日当及び宿泊費（外注作業員を含む。）
- (2) 直接工の加工費
- (3) 部品材料費
- (4) 総利益
- (5) その他甲が必要と認めた経費

(現地整備通知書の発行)

第3条 甲は、必要の都度、甲乙協議のうえ、乙に対して役務の内容、実施場所及び人員並びに開始時期及び終了時期を明示した現地整備通知書を発行し役務を要求するものとする。

(官の支援等)

第4条 乙は、役務を行うため現地部隊等において、水・電気・ガス・燃料・油脂重量運搬のための器材、整備場所、官給品、官給品等の保管場所、給食等及びその他の事項につき、官の支援を受けなければ役務の履行が困難な場合は、支援申請書（別紙様式第1）により現地部隊等の長に申請し、官の支援を受けることができる。

2 乙は、支援を受けた器材等に不具合が生じた場合は、甲の承認を得て乙の負担で修補しなければならない。ただし、当該器材等の不具合が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(役務の実施)

第5条 乙は、役務の実施に先立ち品目、数量等について、異状の有無及び数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。

2 乙は、役務を実施することが困難な場合、監督官と協議するものとする。

(追加役務の届出)

第6条 乙は、現地整備指示書により役務を行うべきこととされている箇所以外に役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(給付の完了)

第7条 乙は、役務を完了し、完成検査に合格したときをもって給付が完了したものとする。

(現地部隊等の立入禁止区域への立入手続)

第8条 乙は、整備等を行うため、現地部隊等の立入禁止区域内において役務を行う場合は、立入申請書（別紙様式第2）を立入希望日の2週間前までに甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、緊急を要する現地整備にあつて本条に定める手続を待たずしては、契約の履行に支障をきたす等真

にやむを得ない場合は、甲の指示を受けるものとする。

(提出書類)

第9条 乙は、給付の完了後、監督官の確認を得て、被支援事項確認書（別紙様式第3）2部を甲に提出しなければならない。

2 監督官は、前項の確認の申し出を受けた場合は、その内容の適否を確認のうえ、速やかに乙に交付するものとする。

支 援 申 請 書

平成 年 月 日

部隊等の長  
殿

住所  
会社  
代表者

印

現地整備に必要なので、下記のとおり官の支援を得たく特約条項第4条に基づき、申請します。

記

調達要求番号

契約番号

品 名

数 量

契約年月日

契約金額

納 期



確 認	受 付
	(TEL )

第 2 補 十 支 総 第 号  
 平 成 年 月 日

常 時  
 立 入 申 請 書  
 臨 時

殿  
 (管理者等)

次のとおり、立入申請があったので進達する。  
 (申請者)

印

印

下記のとおり、立入を申請する。

記

1. 立 入 先
2. 立 入 期 間
3. 立 入 者

所 属	階 級 (職 名)	ふりがな 氏 名	生年月日	認識番号 (本籍及び現住所)

4. 立 入 目 的

第 号

常 時  
 立 入 許 可 証  
 臨 時

申請のとおり、立入を許可する。

平 成 年 月 日

印

被 支 援 事 項 確 認 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
第2補給処十条支処調達課長 殿

住 所  
会社名  
代表者名

印

契約番号	第 号	契約件名		契約年月日	
------	-----	------	--	-------	--

上記に基づく被支援事項は、次のとおりです。

被支援事項	支援内容	単位	数量	備考

平成 年 月 日

上記のとおり確認する。

監督官  
官職  
氏名

印

## B-747 航空機等整備技術利用特約条項

甲及び乙は、B-747 航空機等整備技術利用に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、この特約条項のほか、契約書及び契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、B-747 航空機等整備技術利用（駐在技術員及び臨時技術員）に関する必要な役務を提供し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額は、契約条項第2条に定めるほか次の各号に定める代価の合算額とする。

- (1) 技術員の駐在又は派遣に伴う旅費、日当及び宿泊費用
- (2) 直接工の加工費
- (3) 総利益
- (4) その他甲が必要と認めた経費

(役務通知書の発行)

第3条 甲は、必要の都度、甲乙協議のうえ、乙に対して役務の内容、実施場所及び人員並びに開始時期及び終了期限を明示した役務通知書を発行し、役務を要求するものとする。

(技術員の部隊等における起居等)

第4条 技術員の部隊等における起居等は、当該部隊の長の指示に従わなければならない。

(就業時間)

第5条 技術員の就業時間は、平日7.4時間を基準とし、原則として1週37時間を限度とする。ただし、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

## 航空機システム管理活動特約条項

### (契約の目的)

第1条 乙はこの特約条項のほか、契約書、契約書に付属する仕様書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、航空機システム管理活動に関する必要な役務（以下「役務」という。）を提供し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

### (役務の実施)

第2条 乙が提供する役務は、甲の所有する航空機のシステム管理について甲に対する支援とし航空機システムの管理活動実施要領書によるものとする。

また、乙が提供した役務により得られた内容による最終的な決定は、甲の責任のもとでこれを行うものとし、これにより得られた結果については、全て甲の責任とする。

### (代金)

第3条 契約金額は契約条項第2条に定めるほか、次の各号に定める代価の合算額とする。

- (1) 役務に係る加工費
- (2) 役務を外注した場合の外注費
- (3) 整備用及びACMS用EDPシステム（以下「EDPシステム」という。）の維持管理に必要なソフトウェア、ハードウェアの保守・維持費（ソフトウェアの改修費を含む。）
- (4) 整備用CD-ROMマニュアル（以下「CD-ROMマニュアル」という。）の維持費
- (5) 総利益
- (6) その他甲が必要と認めた経費

### (製造者データ等)

第4条 甲は、乙を経由して航空機製造者からデータ（CD-ROMマニュアル）の提供を受けるものとする。

2 甲は、航空機製造者、エンジン製造者及び部品製造者等からのデータ（CD-ROMマニュアルを含む）、文書、又は情報（以下「製造者提供データ等」という。）を乙に提供するものし、乙は、製造者提供データ等の内容について原則として修正を行わないものとする。

3 製造者提供データ等の不具合に起因する甲及び航空機又は第三者に与えた損害に対する賠償責任は甲の負担とする。ただし、乙は不具合を知って甲に通知等による処置を怠った場合はこの限りではない。

### (マニュアル等の改訂等)

第5条 乙は、甲より提供された資料等に基づき、製造マニュアル及び運航マニュアル（以下「マニュアル等」という。）の改訂版を作成し、品名・数量を記載して引渡すものとする。引渡しは、送受書により行うものとする。

2 甲は当該マニュアル等の仕様に伴い、甲及び航空機又は第三者に与えた損害に対し、乙の故意又は重大な過失に起因して発生した場合を除き、甲の負担とする。

### (複製・開示の制限)

第6条 第10条に定めるほか、甲は、製造者提供データ等を除くマニュアル等を複製し又は第三者に開示する場合は乙と協議するものとする。

### (かし担保)

第7条 甲は、乙の役務履行により納入された成果物を受領後1か月以内に、かし（製造者提供データ等に起因するかしを除く。）を発見した場合は、直ちに乙に通知し、期限を定めて修補を要求するものとする。この場合、乙の担保責任は当該かしの修補又は修補に要した費用負担に限定されるものとする。

（EDPシステム及びCD-ROMマニュアルの維持・管理）

第8条 乙はこの契約の履行にあたり、乙の所有するEDPシステム又は甲の所有するCD-ROMマニュアルの維持・管理に必要なソフトウェアの作成及び修正・変更を行った場合は、甲に通知するものとする。

2 乙は、当該整備EDPシステムを利用して、各種データを入出力するために必要な電算機端末機等を準備し、甲の要求に基づいて協議の上設置又は追加するものとする。甲は、乙が設置又は追加した電算機端末機等を移設する場合は、乙の事前の了解を得るものとし、詳細については別途協議するものとする。

3 甲は、EDPシステム又は、CD-ROMマニュアルのソフトウェアの変更が必要と判断した場合は乙と協議するものとする。

4 本条各項の実施に係わる費用は、甲の負担とする。ただし、乙が乙のみの目的のためにEDPシステム又はCD-ROMマニュアルを変更する場合は、乙の負担とする。

（ソフトウェアの著作権）

第9条 乙が作成及び修正・変更したEDPシステムのソフトウェアの著作権は、乙に帰属する。

2 CD-ROMマニュアル（航空機製造者からの提供分は除く）のソフトウェアの著作権は、甲に帰属する。

（データ等の管理）

第10条 甲は、当該EDPシステムから得られたデータ等については、善良なる管理者の注意をもって保管するものとし、この契約の目的以外に使用してはならない。

## 技術指令書の印刷（翻訳、草案作成を含む）に関する特約条項

甲及び乙は、技術指令書の印刷（翻訳、草案作成を含む）に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第1条 この特約条項は、技術指令書の印刷（翻訳、草案作成を含む）契約履行に際し、特別な管理を必要とする貸与品等の取扱いについて定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この特約条項において用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 仕様書等 仕様書及び調達要領指定書（印刷指示書を含む）並びに技術指令書製版・印刷・製本要領指示書をいう。
- (2) 貸与品 仕様書に基づき、乙に貸与するすべてのものをいう。
- (3) 中間生成物 貸与品に基づき作成した納入品以外のすべてのものをいう。
- (4) 貸与品等 貸与品及び中間生成物並びに貸与品・中間生成物から得られる情報をいう。

（貸与品の貸与）

第3条 甲は、契約締結後速やかに、貸与品を乙に貸与するものとする。

（貸与品の返納）

第4条 乙は契約履行後、特に仕様書等に指示のある場合を除き、貸与品を航空自衛隊第2補給処十条支処に返納するものとする。

2 甲は前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は乙に対して貸与品の返納を指示することができる。

（責任体制の整備）

第5条 乙は貸与品等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。また、下請負者に取り扱わせる場合も同様に適用させるものとする。

（責任者等の届出）

第6条 乙は貸与品等の取扱いに係る作業責任者及び作業実施者を定めなければならない。

（作業場所の特定）

第7条 乙は貸与品等を取り扱う場所を定めなければならない。

（教育の実施）

第8条 乙は契約の適切な履行に必要な、教育及び研修を作業従事者に対して実施しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第9条 乙は貸与品等を契約履行以外の目的に使用し又は利用してはならない。

（情報の保全）

第10条 乙は貸与品等を取り扱うにあたり、情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。契約履行後についても同様とする。

（事故発生時の処置）

第11条 乙は貸与品等及び納入品の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が発生し又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適正な処置をとるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

(調査)

第12条 甲はこの特約条項の履行状況を確認する必要があると認める場合は、乙に対して報告又はその職員に乙の作業場所等に立ち入り調査をさせることができる。

2 乙は前号に規定する調査に協力するものとする。

3 乙は第1号の報告又は調査により、改善要請を受けた場合は、これに従わなければならない。

4 この条の処置に係る必要な費用は無償とする。

## 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(情報セキュリティ基本方針等の確認)

- 第1条 乙は、契約締結後、速やかに、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。以下同じ。）に定めるところにより、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準（甲の定める「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）第2項第10号及び第11号に規定する「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ基準」をいう。以下同じ。）を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更部分が甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準に基づき、情報セキュリティ実施手順（本基準第2項第12号に規定する「情報セキュリティ実施手順」をいう。以下同じ。）を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ実施手順と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 4 第2項の規定は、情報セキュリティ実施手順を変更する場合に準用する。
- 5 甲は、乙に対して情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順並びにそれらが引用している文書の提出、貸出、又は閲覧を求めることができる。

(保護すべき情報の取扱い)

- 第2条 乙は、前条において甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順に基づき、この契約に関する保護すべき情報（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21. 7. 31）第2項第1号に規定する「保護すべき情報」をいう。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

(保護すべき情報の漏えい等に関する乙の責任)

- 第3条 乙は、乙の従業員又は下請負者（契約の履行に係る作業に従事するすべての事業者（乙を除く。）をいう。）の故意又は過失により保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故があったときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

(開示の申請及び届出)

- 第4条 乙は、やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示する場合には、あらかじめ、開示先において情報セキュリティが確保されることを付紙様式に定める確認事項により確認した上、書面により甲の許可を受けなければならない。
- 2 乙は、契約の履行にあたり、保護すべき情報を下請負者に取り扱わせる場合には、あらかじめ、付紙様式に定める確認事項によって、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認し、その結果を甲に届け出なければならない。ただし、輸送その他の保護すべき情報を知り得ないと乙が認める業務を請け負わせる

場合は、この限りではない。

- 3 前2項の規定は、乙が保護すべき情報を開示した第三者及び下請負者について準用する。この場合において、当該第三者及び下請負者は、乙を経由して甲の承認を受けなければならない。

(監査)

第5条 甲は、仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が情報セキュリティ基本方針等(本基準第2項第13号に規定する「情報セキュリティ基本方針等」をいう。以下同じ。)を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故発生時の措置)

第6条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
  - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン(以下「サーバ等」という。)に悪意のあるコード(情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。)への感染又は不正アクセスが認められた場合
  - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 第1項及び第2項第1号の場合における甲の調査については、前条の規定を準用する。
- 5 乙は、第1項に規定する事故がこの契約及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。
- 6 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 7 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する事故が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を

解除することができる。

2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。  
(契約履行後における乙の義務)

第8条 第2条、第3条及び第6条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

## 情報セキュリティ対策実施確認書

- 1 下請負者名又は開示先事業者名等
  - (1) 事業者名：
  - (2) 対象部門等名：
  - (3) 請負又は開示予定年月日：
  - (4) 業務の実施予定場所\*：

\*（請負事業者又は開示先事業者の業務の実施予定場所を記入）
- 2 防衛省による情報セキュリティ実施監査の受査状況
  - (1) 下請負者又は開示先事業者
    - ア 監査年月日：
    - イ 監査結果：
    - ウ 監査結果の文書番号及び年月日：
  - (2) 下請負者又は開示先事業者の業務実施場所を管理する事業者（(1)の下請負者又は開示先事業者と同じ場合は省略可）
    - ア 監査年月日：
    - イ 監査結果：
    - ウ 監査結果の文書番号及び年月日：
- 3 下請負者又は開示先事業者に対する確認事項（上記2における監査年月日が請け負い年月日の属する年度又はその前年度の場合は、下線を引いた事項を除き確認を省略することができる。）

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法又は未実施の理由
1	5 (1) 情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準 ・保護すべき情報を取り扱う可能性のある全ての者に周知することを定めていること。 ・必要に応じて下請負者へ周知することを定めていること。		
2	5 (2) 情報セキュリティ基本方針等の見直し ・情報セキュリティ基本方針等を定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて変更することを定めていること。		
3	6 (1) ア 情報セキュリティに対する経営者等の責任 ・経営者等が情報セキュリティ基本方針等を承認することを定めていること。		
4	6 (1) イ 責任の割当て ・総括責任者を置くことを定めていること。 ・管理責任者を置くことを定めていること。		
5	6 (1) ウ 守秘義務 ・取扱者との間で守秘義務を定めた契約又は合意をすることを定めていること。 ・定期的並びに状況の変化及び事故が発生した場合、要求事項の見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。		
6	6 (1) エ 情報セキュリティの実施状況の監査 ・情報セキュリティの実施状況について、定期的及び重大な変化が発生した場合、監査を実施し、必要に応じて是正処置をとることを定めていること。 ・定期的及び重大な変化が発生した場合において、監査を適切に実施していること。 ・監査の実施に関し、その結果を保存していること。 ・監査の結果、必要な是正措置が適正にとられていること。		
7	6 (2) 保護すべき情報を取り扱う下請負者 ・保護すべき情報を請け負わせる場合には、契約上の義務に本基準に基づいた実施を含めるとともに、確認を実施し、防衛省へ届け出ることを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法又は未実施の理由
8	6(3)ア 第三者への開示の禁止 ・第三者への開示又は漏えいをしてはならないことを定めていること。 ・やむを得ない場合は、あらかじめ書面による防衛省の許可を得ることを定めていること。		
9	6(3)イ 第三者に関係したリスクの管理 ・第三者の取扱施設への立入りを許可する場合、リスクを明確にした上対策を定めていること。		
10	6(3)ウ 第三者に対する立入りの許可 ・第三者へ立入りを許可する場合の手順を定めていること。		
11	7(1) 分類の指針 ・保護すべき情報を明確に分類できる分類体系を定めていること。		
12	7(2)ア 保護すべき情報の目録 ・目録の作成及び維持することを定めていること。 ・目録が適切に維持されていること。		
13	7(2)イ 取扱いの管理策 ・取扱施設で取り扱うことを定めていること。 ・接受等を記録することを定めていること。 ・個人が所有する情報システム及び可搬記憶媒体取り扱ってはならないことを定めていること。 ・(やむを得ない場合) 事前に防衛省の許可を得る手続を定めていること。 ・接受等が適切に記録されていること。		
14	7(2)ウ 保護すべき情報の保管 ・保護すべき情報は、施錠したロッカー等において保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理(無断で使用を防止)することを定めていること。 ・施錠したロッカー等において保管していること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理していること。		
15	7(2)エ 保護すべき情報の持ち出し ・持ち出しに伴うリスクを回避することができると判断する場合の判断基準を定めていること。 ・持ち出しする場合は記録することを定めていること。 ・持ち出しを記録していること。		
16	7(2)オ 保護すべき情報の破棄 ・復元できない方法による破棄を定めていること。 ・破棄したことを記録することを定めていること。 ・破棄を記録していること。		
17	7(2)カ 該当部分の明示 ・保護すべき情報を作成、製作又は複製した場合、保護すべき情報である旨の表示を行う事を定めていること。 ・保護すべき情報を記録する箇所を明示する及び明示の方法を定めていること。 ・適切に表示明示されていること。		
18	8(1) 経営者等の責任 ・経営者等は取扱者を保護すべき情報を知る必要のある者だけに限定することを定めていること。		
19	8(2) 情報セキュリティ教育及び訓練 ・定期的な教育及び訓練の実施を定めていること。 ・定期的に行う教育には、組織の方針、取扱手順、関連する法令等その他なりすましメール等による悪意のあるコードへの感染を防止するための対策及び感染した場合の対処手順等に関する内容が含まれていること。 ・定期的に教育及び訓練を実施していること。 ・教育及び訓練の実施状況を記録し、保管していること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法又は未実施の理由
20	8(3) 違反者への対処方針 ・情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対する対処方針及び手続を定めていること。		
21	8(4) 取扱者の責任 ・在職中及び離職後においても、知り得た保護すべき情報を第三者に漏えいしてはならないことを定めていること。		
22	8(5) 保護すべき情報の返却 ・保護すべき情報に接する必要がなくなった場合は、管理者へ返却することを定めていること。 ・保護すべき情報は、管理者へ返却されていること。		
23	9(1)ア 取扱施設の指定 ・取扱施設を定めていること。		
24	9(1)イ 物理的セキュリティ境界 ・物理的セキュリティ境界を用いることを定めていること。		
25	9(1)ウ 物理的入退管理策 ・取扱施設への立入りは、許可された者だけに制限することを定めていること。 ・第三者の立入りを記録することを定めていること。 ・立入記録の保管を定めていること。 ・第三者の立入りを記録し、保管していること。		
26	9(1)エ 取扱施設での作業 ・機密性に配慮し作業することを定めていること。 ・通信機器及び記録装置を利用する場合は、経営者等の許可を得ることを定めていること。		
27	9(2)ア 保護システムの設置及び保護 ・保護システムへの保護措置を実施することを定めていること。 ・保護システムへ保護措置が実施されていること。		
28	9(2)イ 保護システムの持ち出し ・持ち出しに伴うリスクを回避することができるかと判断する場合の基準を定めていること。 ・持ち出しする場合は記録することを定めていること。 ・持ち出しを記録していること。		
29	9(2)ウ 保護システムの保守及び点検 ・第三者による保守及び点検を行う場合は、必要な処置を実施することを定めていること。 ・第三者による保守及び点検時において、必要な処置が実施されていること。		
30	9(2)エ 保護システムの破棄又は再利用 ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。 ・破棄を記録していること。		
31	10(1) 操作手順書 ・操作手順書を整備し、維持することを定めていること。 ・操作手順書には、 ①可搬記憶媒体へ保存時の手順②可搬記憶媒体及び保護システムの破棄又は再利用の手順③電子メール等での伝達の手順④セキュリティに配慮したログオン手順についての記述又は引用がなされていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法又は未実施の理由
32	<p>10(2) 悪意のあるコードからの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護システムを最新の状態に更新されたウイルス対策ソフト等を用いて、少なくとも週1回以上フルスキャンを行うことなどにより、悪意のあるコードから保護することを定めていること。(なお、1週間以上電源の切られた状態にあるサーバ又はパソコンについては、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可。)</li> <li><u>ウイルス対策ソフト等を最新の状態に更新していること。</u></li> <li><u>保護システムをウイルス対策ソフト等により、少なくとも週1回以上フルスキャンしていること。(1週間以上電源の切られた状態にあるサーバ又はパソコンについては、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可。)</u></li> </ul>		
33	<p>10(3) 保護システムのバックアップの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型記憶媒体へのバックアップを実施する場合、調達における情報セキュリティ基準7(2)及び10(4)に添った取扱いをすることを定めていること。</li> </ul>		
34	<p>10(4)ア 可搬記憶媒体の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護すべき情報を保存した可搬記憶媒体を施錠したロッカー等により集中保管することを定めていること。</li> <li>ロッカー等の鍵を適切に管理することを定めていること。</li> <li>保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置をすることを定めていること。</li> <li><u>施錠したロッカー等において集中保管していること。</u></li> <li><u>ロッカー等の鍵を適切に管理していること。</u></li> <li><u>保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置がされていること。</u></li> </ul>		
35	<p>10(4)イ 可搬記憶媒体への保存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬記憶媒体へ保存する場合、暗号技術を用いることを定めていること。</li> </ul>		
36	<p>10(4)ウ 可搬記憶媒体の破棄又は再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破棄したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。</li> <li>復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。</li> <li><u>破棄を記録していること。</u></li> </ul>		
37	<p>10(5)ア 保護すべき情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝達に伴うリスクから保護できると判断する場合の基準を定めていること。</li> </ul>		
38	<p>10(5)イ 伝達及び送達に関する合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護すべき伝達及び送達は、守秘義務を定めた契約又は合意した相手に対してのみ行うことを定めていること。</li> </ul>		
39	<p>10(5)ウ 送達中の管理策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護すべき文書等を送達する場合、許可されてないアクセス及び不正使用等から保護する方法を定めていること。</li> </ul>		
40	<p>10(5)エ 電子メール等による伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護すべきデータを伝達する場合には、保護すべきデータが既に暗号技術を用いて保存されている、通信事業者の回線区間に暗号技術を用いる又は電子メール等に暗号技術を用いることのいずれかによって、保護すべきデータを保護しなければならないことを定めている。(漏えいのおそれがない取扱施設内で有線で伝達する場合を除く。)</li> <li><u>電子メール等において伝達など、暗号技術を用いるの当たって個人の操作を要するものについて、その旨の教育を行うなど、確実な実施のための方策がとられていること。</u></li> </ul>		
41	<p>10(6) 外部からの接続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの接続を許可する場合は、利用者の認証を行い、及び暗号技術を用いることを定めていること。</li> </ul>		

番号	確認事項	実施／ 未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
42	10(7) 電子政府推奨暗号等の利用 ・暗号技術を用いる場合には、電子政府推奨暗号等を用いることを定めていること。 ・やむを得ず電子政府推奨暗号等を使用できない場合は、その他の秘匿化技術を用いることを定めていること。		
43	10(8) ソフトウェアの導入管理 ・導入するソフトウェアの安全性を確認することを定めていること。		
44	10(9) システムユーティリティの使用 ・システムユーティリティの使用を制限することを定めていること。		
45	10(10) 技術的脆弱性の管理 ・脆弱性に関する情報を取得すること及び適切に対処することを定めていること。		
46	10(11)ア 監査ログ取得 ・利用者の保護すべき情報へのアクセス及び例外処理を記録した監査ログを取得することを定めていること。		
47	10(11)イ 監査ログの保管 ・取得した監査ログを記録のあった日から少なくとも3か月以上保存するとともに、定期的に点検することを定めていること。		
48	10(11)ウ 監査ログの保護 ・監査ログを改ざん及び許可されていないアクセスから保護することを定めていること。		
49	10(11)エ クロックの同期 ・保護システム及びネットワークを通じて保護システムにアクセス可能な情報システムの日付及び時刻を定期的に合わせることを定めていること。		
50	10(11)オ 保護すべきデータの監視 ・保護システムが共有ネットワーク（インターネット等）へ物理的に接続されている場合は、級友ネットワークを通じた保護すべきデータの社外漏えいを未然に防止することを可能とする常時監視を行わなければならない。 ・保護すべきデータが、共有ネットワークを通じて社外へ漏えいすることを未然に防止することを可能にする常時監視を行っていること。		
51	11(1) アクセス制御方針 ・職務内容に応じて、保護すべき情報、取扱施設及び保護システムへのアクセス制御方針を定めていること。 ・定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。		
52	11(2)ア 利用者の登録管理 ・保護システムの利用者の登録及び登録削除をすることを定めていること。		
53	11(2)イ パスワードの割当て ・初期又は仮パスワードは、容易に推測されないものとするとともに、機密性を配慮した方法で配布することを定めていること（パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りでない。）。		
54	11(2)ウ 管理者権限の管理 ・管理者権限の利用は必要最低限とすることを定めていること。		
55	11(2)エ アクセス権の見直し ・保護システムの利用者のアクセス権の割当てを定期的及び必要に応じて見直すことを定めていること。		
56	11(3)ア パスワードの利用 ・保護システムの利用者は、容易に推測されないパスワードを選択しなければならないことを定めていること（パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りでない。）。		
57	11(3)イ 無人状態にある保護システム対策 ・保護システムが無人状態に置かれる場合、機密性を配慮した措置を実施することを定めていること。 ・無人状態にある保護システムへ機密性を配慮した措置が実施されていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法又は未実施の理由
58	11(4)ア 機能の制限 ・保護システムの利用者の職務内容に応じて、利用できる機能を制限することを定めていること。		
59	11(4)イ ネットワークの接続制御 ・保護システムを共有ネットワークへ接続する場合、接続に伴うリスクから保護することを定めていること（FW 設置など）。		
60	11(5)ア セキュリティに配慮したログオン手順 ・保護システムの利用者は、セキュリティに配慮した手順でログオンすることを定めていること。 ・セキュリティに配慮した手順でログオンしていること。		
61	11(5)イ 利用者の識別及び認証 ・保護システムの利用者ごとに一意な識別子（ユーザー ID、ユーザー名等）を保有させることを定めていること。		
62	11(5)ウ パスワード管理システム ・保護システムは、パスワードの不正使用を防止する機能を有さなければならないことを定めていること。		
63	12(1)、(2) 情報セキュリティの事故の報告 ・情報セキュリティ事故等に関する下記のそれぞれの事項について、発注者（防衛省との直接的関係にある防衛関連企業をいう。以下同じ。）への報告要領を定めているとともに、当該報告要領に以下のことが規定されていること。 ① 情報セキュリティ事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 ② ア) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められた場合、及びイ) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合において、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 ③ 情報セキュリティ事故の疑い又は事故につながるおそれがある場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を発注者に報告しなければならない。 ・報告に当たっての責任及び連絡担当者等を明らかにした連絡系統図を作成している（異動等のあった場合には更新している）とともに、直ちに発注者に報告する場合の責任者及び連絡担当者を明示していること。		
64	12(3)ア 対処体制及び手順 ・情報セキュリティ事故（情報セキュリティ事故の疑いのある場合を含む。以下同じ。）及び事象に対処するため、対処体制、責任及び手順を定めていること。		
65	12(3)イ 証拠の収集 ・情報セキュリティ事故が発生した場合（保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合を含む。）、証拠を収集し、速やかに発注者を経由して防衛省へ提出することを定めていること。		
66	12(3)ウ 情報セキュリティ基本方針等への反映 ・情報セキュリティ基本方針等の見直しに、情報セキュリティ事故等及び事象を反映することを定めていること。		
67	13(1)ア 遵守状況の確認 ・管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ基本方針等の遵守状況の確認を定めていること。		
68	13(1)イ 技術的遵守の確認 ・保護システムの管理者の責任の範囲に置いて、情報セキュリティ基本方針等への技術的遵守状況を確認することを定めていること。		

番号	確認事項	実施／ 未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
69	13(2) 情報セキュリティの記録 ・保護すべき情報に係る重要な記録の保管期間を定めていること。 ・重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等 厳密に保護することを定めていること。 ・適切に鍵を管理することを定めていること。 ・重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等 厳密に保護されていること。 ・適切に鍵が管理されていること。		
70	13(3) 監査ツールの管理 ・保護システムの監査に用いるツールは、悪用を防止するため、必要最低限 の使用にとどめることを定めていること。		
確認年月日： 確認者（企業名、所属、役職、氏名）： <div style="text-align: right;">(印)</div>			

注：未実施の理由については、実施する必要がないと認められる合理的な理由を記すこと。

## 暫定予算の処理に関する特約条項

(契約履行期間の変更)

第1条 契約書に定める契約履行期間については、本予算が成立したときには、平成  
年 月 日までとする変更契約を行うものとする。

(契約金額の金額按分)

第2条 暫定期間の契約金額は、落札金額のうち全体期間の暫定期間分に相当する金額  
按分とする。

落札金額 (税込) 円

(契約金額の変更)

第3条 前条に定める契約金額は、本予算が成立した後、落札金額を契約金額とする変  
更契約を行うものとする。

暫定予算の処理に関する特約条項（単価契約）

（契約履行期間）

第1条 契約書に定める契約履行期間については、本予算が成立したときには、平成  
年 月 日までとする。

## 履行期限に関する特約条項

(契約履行期限)

第1条 契約書に定める契約履行期限(期間)については、本予算が成立した時には、  
平成 年 月 日までとする。

## 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し次の特約条項を定める。

(契約相手方に必要な要件)

第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。)第10条第4号及び第6号から9号(15条において準用する場合を含む。)までの暴力団排除に関する規定に該当する者であってはならない。また、再委託先についても同様とする。

(定義)

第2条 この特約条項において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定するその団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体をいう。

(2) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団を自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これとかかわりを持つ者をいう。

(暴力団排除に係る解除)

第3条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、暴力団員を業務を総括する者又は従業者として、使用していることが明らかになったとき。

(2) 乙が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(3) 乙が、再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託先を継続させているとき。

(暴力団排除に係る違約金)

第4条 甲は前条の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約条項第37条において規定する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償請求を請求することを妨げない。

## 初度費の支払いを伴う契約に関する特約条項

### (初度費)

- 第1条 乙は、本契約の締結後速やかに、甲に対し、初度費をもってその費用に充てることが予定される設計及び試験の実施、並びに専用治工具、専用機械及び専用装置（以下「専用治工具等」という。）の取得の内訳を記載した書面を提出し、確認を受けるものとする。
- 2 乙は、将来において甲との間で同種の契約を締結した場合は、本契約における初度費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ、専用治工具等を使用して、当該契約を履行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求しないものとする。
- 3 乙は、将来の契約を含む甲との間の契約の履行のためにのみ、本契約において実施した設計及び試験の成果並びに本契約において取得した専用治工具等を使用するものとする。ただし、甲と別途協議して定めるところにより相応の対価を負担するときは、この限りでない。

### (専用治工具等)

- 第2条 専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。
- 2 乙は、専用治工具等の取得が完了したときは、甲に対し、速やかに報告するものとする。
- 3 乙は、前条第2項の目的を達するため、甲と別途協議して定める期日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理するものとする。この場合において、一又は複数の専用治工具等が、乙の故意又は重過失によらずして通常の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知した上で修補又は更新するものとする。なお、前条第2項の目的を達成した後の専用治工具等の取扱いについては、別途協議するものとする。

## インセンティブ契約制度に関する特約条項

甲及び乙は、インセンティブ契約制度に関し、次の特約条項を定める。

(インセンティブ契約制度の趣旨)

第1条 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、分任支出負担行為担当官が原価改善提案又は原価改善申告(以下「原価改善提案等」という。)を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準として今後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲(インセンティブ)の向上を図ることを趣旨とする。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画(製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。)、生産組織(生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。)及び生産統制(生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。)により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術若しくはアイデア・製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は契約の締結時に想定されなかった習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品及び部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙(乙の下請負企業を含む。)が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) 原価改善提案 乙が当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、甲に対して当該原価改善の実施を提案することをいう。
- (7) 原価改善申告 乙が当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことな

く、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、甲に対して当該原価改善の事実を申告することをいう。

(8) 申請契約 乙がインセンティブ特約条項に基づき、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。

(9) 確定契約 契約金額の確定している契約をいう。

(10) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

(インセンティブ契約制度の適用方式)

第3条 インセンティブ契約制度の適用方式及び各適用方式の詳細は次の表のとおりとする。

適用方式	適用方式の詳細
原価改善提案方式 (コスト削減確約型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に確約して提案する方式。ただし、この方式を原価監査付契約に適用することはできない。
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法を甲に確約して提案し、当該原価改善によるコスト削減額は甲の実施する原価監査によって確定する方式。 なお、この方式を確定契約に適用するときの原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定するために行うものとして、当該原価監査の対象とする製造原価の範囲を原価改善に係る費目に限定して行うものとする。
原価改善申告方式	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に申告する方式

2 原価改善提案方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施することにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に

変更があることが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

- (3) 乙（乙の下請負企業を含む。）が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りでない。
- (4) 納期に変更がないこと。ただし、甲が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

3 原価改善申告方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施したことにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を変化させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでなかったこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があったことが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

- (3) 乙（乙の下請負企業を含む）が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りではない。
- (4) 納期に変更がないこと。

（インセンティブ契約制度の適用申請）

第4条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、原価改善提案書（原価改善提案を行うための申請書類をいう。）又は原価改善申告書（原価改善申告を行うための申請書類をいう。）（以下「提案書等」という。）を甲に提出するものとする。

2 提案書等の甲への提出期間は次のとおりとする。

(1) 原価改善提案方式による適用申請にあっては、契約履行を開始してから、原価改善に着手するまでの間。ただし、インセンティブ契約制度の適用には、当該原価改善の着手までに原価改善提案の採用が決定されることを要する。

(2) 原価改善申告方式による適用申請にあっては、契約の履行を開始してから、当該契約の履行を完了するまでの間。ただし、当該契約が原価監査付契約であって、当該契約の特約条項等に約定する確定見積書の提出までに、原価改善申告書を提出することを要する。

3 甲は、乙から提案書等が提出された場合は、当該提案書等の内容を審査し、

当該提案書に係る原価改善提案等の採用又は認定の可否を決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、原価改善提案を採用しないとき、原価改善提案の採用に条件を付すとき、又は原価改善申告を認定しないときは、その理由を乙に示すものとする。

4 前項の決定は、原則として、提案の日から20日以内に行うものとする。

(原価改善提案の採用及び原価改善申告の認定)

第5条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、提案書等を甲に提出することによって、これを行うものとする。

2 甲は、乙から提案書等を受領したときは、原則として20日以内に、当該原価改善提案又は当該原価改善申告による原価改善の方法及びその効果によるコスト削減額がこの特約条項の趣旨に照らして適正であるか否かの審査（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあつては、コスト削減額についての審査を除く。）を行い、乙に当該原価改善提案の採用の採否又は当該原価改善申告の認定の当否について通知する。ただし、原価改善提案の採用によって、装備品等の機能若しくは性能若しくは役務の効果又はじ後の整備若しくは補給に係る業務に変更を生じるか否かの確認を行う場合は、当該原価改善提案の採用に係る通知を30日以内に行うことができるものとする。また、当該原価改善提案の採用決定に当たって、甲が部外の有識者に意見を聴取する場合には、当該通知を45日以内に行うことができるものとする。

3 前項の規定によらず、甲は、正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、同項に規定する期限を延長することができるものとする。

4 甲は、乙の原価改善提案の採用によつた装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断したときは、当該原価改善の着手後に確認試験を行うことを条件として、当該原価改善の採用を決定することができるものとする。この際、確認試験について第9条の規定のほかに必要な事項は、甲乙が協議して別に定めるものとする。

5 甲は、乙の原価改善提案を採用しない又は原価改善申告を認定しない決定を行ったときは、第2項に基づく乙への通知において、その理由を明らかにしなければならない。

(インセンティブ契約制度の適用期間)

第6条 インセンティブ契約制度の適用は、甲が原価改善提案の採用を決定した日（以下「採用決定日」という。）又は原価改善申告を認定した日（以下「認定日」という。）から開始するものとし、適用期間は原則5年間とする。ただ

し、申請契約の金額に対するコスト削減額の割合が10パーセントを上回る場合は、当該割合が10パーセントを上回るごとに適用期間を1年ずつ加算するものとする。

(インセンティブ契約制度に関する確認書の交換)

第7条 甲が原価改善提案の採用を決定し、又は原価改善申告を認定した場合は、甲及び乙は、速やかに、甲が定めるインセンティブ契約制度に関する確認書(以下「確認書」という。)を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するとともに、申請契約にインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に関する特約条項(以下「インセンティブ適用契約特約条項」という。)を付帯する変更契約を締結するものとする。なお、採用決定日又は認定日以降であっても、甲及び乙が確認書を取り交わすまでの間には、インセンティブ契約制度の効力は発生しないものとする。

- (1) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約(原価改善提案書の提出により当該原価改善提案の採用が決定され、又は原価改善申告書の提出により当該原価改善申告が認定された原価改善による加工工程を契約履行の一部に含み、この特約条項に定めるインセンティブ契約制度の適用を受けることとなる契約をいう。以下同じ。)の範囲
- (2) インセンティブ契約制度の適用期間
- (3) 原価改善の方法
- (4) 原価改善によるコスト削減額(原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)にあつては、当該コスト削減額は甲が行う原価監査によって後日確定する旨及び当該原価監査の実施に当たって必要な事項を明らかにする。)
- (5) 適用期間の各年度でのインセンティブ料(インセンティブ料の算出の方法は、次条の規定による。)
- (6) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項(第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。)
- (7) その他の必要な事項

2 乙は、甲が第5条第2項に基づく通知を乙に行った後であっても、前項による確認事項に合意できないときは、当該確認書の交換を文書によって拒否することができる。

3 原価改善提案の採用が仕様書等の変更を要する場合には、甲及び乙は、当該仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定めるとともに、所要の契約変更の措置をとるものとする。

(インセンティブ料)

第8条 甲は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を乙と締結するときは、コスト削減額に次の表のインセンティブ料率を乗じた額をインセンティブ料とし、当該インセンティブ料は、当該コスト削減額を考慮して算定す

る計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）における販売直接費の一部として認めるものとする。ただし、各契約におけるインセンティブ料は、当該契約に係るコスト削減額を上回ってはならないものとする。

（単位：パーセント）

番号	インセンティブ料率（※1） 運用方式	採用決定日又は認定日から契約締結日までの 経過年数					5年超 （※3）
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	
1	原価改善提案方式 （コスト削減額確約型）	90	85	80	75	70	(55)
	コスト削減額が 申請契約の金額 の5パーセント を上回る場合 （※2）	コスト削減額のうち、申請契約の金額の5パーセントに相当する額までは上記料率を用い、5パーセントを上回る額については当該部分に上記料率に10パーセントを加算した料率を用いる。					
2	原価改善提案方式 （コスト削減額事後 確定型）	80	75	70	65	60	(55)
3	原価改善申告方式	55	55	55	55	55	(55)
摘要	※1 上記のインセンティブ料率は、原価改善によるコスト削減に伴って減少することとなる利益の相当額をインセンティブ料の一部として補填することを目的とした減少利益補填率5パーセントを含んだ料率である。 ※2 申請契約が複数の契約にまたがる場合には、当該契約の金額の平均（数量による平均）によって判断する。 ※3 「5年超」の欄のインセンティブ料率は、コスト削減額が第6条ただし書きに該当し、5年を超える適用期間を適用する場合にだけ用いる料率である。						

2 前項のインセンティブ料の算定のもととなるコスト削減額は、原価改善提案方式（コスト削減額確約型）及び原価改善申告方式による場合にあつては、確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額とする。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）による場合にあつては、確認書により合意した原価監査によって確定するコスト削減額とする。

3 コスト削減額は、確認書により甲及び乙が合意し、又は原価監査によって確定を行った後は、インセンティブ契約制度の適用期間中において、確定した金額として取り扱うものとする。

4 申請契約が確定契約である場合には、インセンティブ契約制度の適用は当該申請契約の支払金額に影響を及ぼさないことを前提とし、原価改善提案の

採用の決定後又は原価改善申告の認定後に、申請契約の契約金額からコスト削減額を減額する変更契約は行わないものとする。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）を確定契約に適用する場合であっても、当該方式において実施する原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定することを目的として、当該原価監査の対象となる範囲を原価改善に係る範囲に限定して実施する趣旨のもと、確認書で甲及び乙が合意した範囲に限って原価監査を実施するとともに、他の契約条項の規定に係わらず、確定されたコスト削減額を申請契約の契約金額から減額する契約変更は行わないものとする。

- 5 申請契約が原価監査付契約である場合には、原価改善提案方式（コスト削減額確定型）を当該申請契約に適用することはできないものとする。また、甲は、原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）又は原価改善申告方式を適用した申請契約において原価監査によって契約金額の代金を確定する場合には、コスト削減額に第1項の表の「1年以内」の欄に掲げる料率を乗じた額をインセンティブ料として加算した額をもって当該確定を行うものとする。

#### （確認試験）

第9条 乙は、第5条第4項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。

- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、乙の原価改善提案の採用によった装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務の実施が当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

- 3 甲は、確認試験結果報告書において当該装備品等の機能又は性能に低下が確認された場合には、確認書を取消し、インセンティブ契約制度の適用を解除することができる。

この際、原価改善効果によるコスト削減額を考慮した価格で締結した契約の金額を、当該コスト削減額を考慮しない価格に増額する契約変更を行うことはできないものとする。

- 4 確認試験に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後に、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、当該契約のコスト削減額とインセンティブ料の差額の累計が当該確認試験に係る費用を上回らない範囲において、当該差額を原価改善確認試験料として、計算価格における販売直接費の一部として認めるものとする。

#### （インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱い）

第10条 インセンティブ契約制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

2 確認書の交換日において申請契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、インセンティブ契約制度の適用期間中に甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときには、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約は随意契約によって契約することを基本とするものとする。ただし、この場合には、確認書において「甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認していることを要する。

(1) 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去5年間に於いて実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2) 確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額が、申請契約の金額に対して20パーセントを超える場合

3 前項ただし書きの規定は、申請契約が随意契約であった場合にも、甲乙間で契約方式（一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の別をいう。）に関する疑義が後日に生じることを未然に防ぐ目的として準用するものとし、確認書において「申請契約において甲が随意契約の方式を採用することとなった前提条件に変更のない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認するものとする。

4 甲及び乙は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結するときには、この特約条項のほか、インセンティブ適用契約特約条項を当該契約に付帯することを要する。

（インセンティブ契約制度の適用期間終了後の契約の取扱い）

第11条 甲は、インセンティブ契約制度の適用期間を終了した原価改善提案等が無償で使用することができるものとする。ただし、知的財産権、著作権その他の排他的権利により構成される原価改善提案等についてはこの限りではない。

（原価改善提案等の保護）

第12条 甲は、この特約条項に基づく原価改善提案等について、乙の同意がなく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

2 提案書等及び確認書に記載の事項については、第三者への開示に必要な乙の同意が得られているものとみなす。このため、甲及び乙は、提案書等及び確認書に記載すべき事項に乙が第三者への開示を同意しない事項が含まれる場合には、当該事項については関係する書類の別添資料において記載し、当

該資料に第三者への開示を不可とする旨の表示を行うなどの適切な措置をとるものとする。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第13条 乙は、原価改善提案の採用決定又は原価改善申告の認定において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを甲が確認した場合には、当該原価改善提案の採用決定又は当該原価改善申告の認定によってインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失(重過失を除く。)により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。

2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項  
(原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、採用及び認定日以降のインセンティブ契約制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

第2条 この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく削減額、契約金額に含まれるインセンティブ料及びインセンティブ契約制度の適用方式は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
インセンティブ料	
適用方式	

3 前項において、この契約のインセンティブ料が確定していない場合、甲及び乙は、インセンティブ料の確定後、当該確定に伴う金額と契約金額との差額相当額を減額するための措置をとる。

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による。

インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項  
(価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(価格削減額及び価格削減インセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、価格削減確認書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した価格削減確認書に規定する価格削減額を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれる価格削減インセンティブ料等)

第2条 この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく価格削減額及び契約金額に含まれる価格削減インセンティブ料は、次の表のとおりとする。

価格削減額	
価格削減インセンティブ料	

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による。

## 超過利益の返納に関する特約条項

甲及び乙は、超過利益の返納に関し、次の特約条項を定める。

(超過利益の返納)

第1条 乙は、この契約の履行により適正利益をこえる利益(以下「超過利益」という。)を得た場合は、この特約条項の定めるところにより当該超過利益に相当する金額を甲に返納するものとする。

(適正利益)

第2条 この契約において「適正利益」とは、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)における計算項目の利益に相当する金額(別表に別段の定めのあるときは同表に定める金額)をいう。

(実績価格)

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、計算基準及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

3 前項の規定による実績価格の確定は、 年 月 日までに行うこととする。ただし、甲が第5条第1項ただし書に定める通知をした場合、その他原価監査等(原価監査、原価調査又は、一般契約条項の定めるところによる原価調査並びに原価の確認をいう。以下同じ。)を打切った場合は、実績価格の確定は行わないものとする。

(超過利益)

第4条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

(計算書等の提出)

第5条 乙は、第3条に規定する確定日の1ヶ月前までに計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(別紙様式)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲が次項により提出された契約金額超過見込計算書に基づき原価監査等を実施した結果超過利益がない旨通知した場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行の途中において、この契約履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額が契約金額を超過した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて契約金額超過見込計算書を作成し、甲に提出することができる。

3 甲は、第1項の実際価格計算書又は、前項の契約金額超過見込計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の確認等)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その確認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更

した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査等)

第7条 甲は、乙がこの契約履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書又は、契約金額超過見込計算書その他の資料に基づいて原価監査等を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査等を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

- 3 前項に規定する甲の指名する原価監査官の派遣及び職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。

甲は、乙が原価監査等の実施に協力しないため、原価監査等を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査等の実施項目)

第8条 甲は、原価監査等において、次の各号に掲げる事項を監査等することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査等を行う上で必要となる事項

(原価監査等の実施に係る保障)

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査等を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査等(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査等(資料を複写して行う監査等を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査等

- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査等
  - (4) 作業員等（監査等対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査等
- 2 甲は、前項の監査等の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査等の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第10条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査等に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査等によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第42条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（超過利益の返納の請求等）

第11条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

- 2 乙が、期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

## 実績価格に関する計算基準

## (目的)

第1条 この計算基準は、超過利益の返納に関する特約条項第3条第2項に規定する計算基準を定めることを目的とする。

## (計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |      |                         |                 |
|------|-------------------------|-----------------|
| (1)  | 直接材料費                   |                 |
| (2)  | 加工費                     |                 |
| (3)  | 直接経費                    |                 |
| (4)  | 製造原価                    | (1) + (2) + (3) |
| (5)  | 一般管理及び販売費<br>支払利子<br>利益 |                 |
|      |                         |                 |
| (6)  | 裸価格                     | (4) + (5)       |
| (7)  | 梱包輸送費                   |                 |
| (8)  | 計算価格(税抜)                | (6) + (7)       |
| (9)  | 消費税額及び地方消費税額            |                 |
| (10) | 計算価格(税込)                | (8) + (9)       |

## (適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、支払利子率及び利益率は、次の各号に定めるところにより適用する。ただし、標準率が決定していない場合は前年度の乙に対する標準率を基準として、甲が定めるものとする。

- (1) 加工費率は、製造期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
- (2) 一般管理及び販売費率、支払利子率及び利益率は、納入時において甲が乙に対して適用している標準率とする。

注： 第2条(計算項目)及び第3条(適用経費率)は、個別の契約に応じて必要な修正をし、使用するものとする。

实际価格計算書  
(契約金額超過見込計算書)

統 制 番 号 :  
品 名 :  
数 量 :  
契 約 金 額 :

会社工場名

原 価 費 目	金 額	備 考

添付書類：付紙（製造原価突合表）

## 製造原価突合表

原 価 費 目	原価元帳計上額	調 整 額	実際価格計算書計上額
1 直接材料費			
2 加工費			
3 直接経費			
( 製 造 原 価)			

注1： 原価費目は個別の契約に応じて必要な修正をして使用するものとする。

注2： 調整額は原価元帳計上額と実際価格計算書計上額との差額とし、調整額の計上を必要とする理由及び算出根拠の明細書を添付すること。調整額のない場合は本表の作成は必要としない。